個人住民税 ハンドブック

令 和 8 年 度 版

【納税義務者様用】

～このハンドブックでは、個人住民税の計算のポイントを説明します～

明 石 市　市 民 税 課

【目　次】

1 個人住民税のしくみ
（1） 住民税とは　〔P1〕
（2） 住民税と所得税の違い　〔P1〕
2 住民税を納める方　〔P1〕
3 住民税が課税されない方
（1） 均等割・所得割・森林環境税（国税）がともに課税されない方（非課税の方）　〔P2〕
（2） 均等割は課税されるが所得割は課税されない方　〔P2〕
4 住民税の算出方法
（1） 均等割　〔P3〕
（2） 所得割　〔P3〕
5 所得の種類
（1） 所得の種類一覧　〔P5〕
（2） 給与所得の速算表　〔P5〕
（3） 所得金額調整控除　〔P5〕
（4） 公的年金等の雑所得の速算表　〔P6〕
（5） 退職所得の計算方法　〔P6〕
（6） 土地建物等の譲渡所得の計算方法　〔P7〕
（7） 株式の譲渡所得の計算方法　〔P7〕
（8） 課税されない所得　〔P7〕
6 所得控除の種類
（1） 所得控除の種類　〔P8〕
（2） 配偶者控除と配偶者特別控除表　〔P11〕
（3） 特定親族特別控除額早見表〔P12〕
（4） パート・アルバイトの収入と課税の関係　〔P12〕
7 税額控除の種類
（1） 調整控除　〔P13〕
（2） 配当控除　〔P14〕
（3） 外国税額控除　〔P15〕
（4） 寄附金税額控除　〔P15〕
（5） 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）　〔P16〕
（6） 配当割控除　〔P17〕
（7） 株式等譲渡所得割控除〔P17〕
8 住民税の計算例
≪計算例1≫収入が公的年金のみで、配偶者を扶養している人　〔P17〕
≪計算例2≫収入が給与のみで、扶養内の収入の妻および子がいる場合　〔P18〕
≪計算例3≫給与所得があり、住宅ローン控除（特定取得に該当する住宅借入金等特別控除）を適用する人　〔P19〕
≪計算例4≫給与所得があり、ふるさと納税（ワンストップ特例制度）をした人〔P21〕
9 納付方法
（1） 普通徴収　〔P22〕
（2） 給与からの特別徴収　〔P23〕
（3） 年金からの特別徴収　〔P24〕

10 減免制度 〔P25〕
11 住民税申告
（1） 申告しなければならない人 〔P26〕
（2） 申告の期間 〔P26〕
（3） 過年度の申告期間 〔P26〕
（4） 申告に必要なもの 〔P26〕
（5） 申告の方法 〔P26〕
（6） 申告の注意点 〔P27〕
（7） 確定申告した場合の住民税への反映 〔P27〕
（8） 普通徴収分の社会保険料 〔P27〕
12 ふるさと納税
（1） 控除額 〔P27〕
（2） 自己負担額が 2,000円で済むふるさと納税の上限額 〔P29〕
13 株式等の配当等所得・譲渡所得等について
（1） 株式等の配当等所得 〔P30〕
（2） 株式等の配当等所得の課税について 〔P30〕
（3） 株式等の譲渡所得等 〔P30〕
（4） 株式等の譲渡所得等の課税について 〔P30〕
（5） 配当等所得・株式等の譲渡所得等の申告・課税方式について 〔P30〕
（6） 上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の課税方式の選択について 〔P31〕
14 令和8年度から適用される主な改正
（1） 各控除の要件・控除額等の改正一覧〔P32〕
（2） 給与所得控除の最低保障額の引き上げ〔P32〕
（3） 配偶者控除及び扶養控除適用の所得要件の緩和〔P33〕
（4） 特定親族特別控除の新設〔P33〕
（5） 勤労学生控除適用の所得要件の緩和〔P33〕
（6） 家内労働者等の特例による控除額の引き上げ〔P33〕
（7） ひとり親控除適用の所得要件の緩和〔P33〕
（8） 雑損控除適用の所得要件の緩和〔P33〕
（9） 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の拡充 〔P33〕
15 よくある質問と回答
（1） 普通徴収の納税通知書が送られてこない場合について【2質問】 〔P34〕
（2） 普通徴収の納税通知書が送られてきた場合について【18質問】 〔P34〕
（3） 市民税・県民税の税額算定及び納付に関連する内容について【12質問】 〔P36〕
（4） 公的年金からの特別徴収について【11質問】 〔P38〕
（5） 市民税・県民税の申告手続き・医療費控除等について【57質問】 〔P40〕
（6） 市民税・県民税の税額控除について【9質問】 〔P47〕
（7） 森林環境税について【7質問】 〔P49〕
16 用語の解説 〔P50〕
17 合計所得金額、総所得金額、総所得金額等の関係図〔P52〕

1 個人住民税のしくみ

（1） 住民税とは

個人住民税は、住民が負担するという地方税の性格を最もよく表している税であり、「市民税」と「県民税」をあわせて「住民税」と呼んでいます。個人住民税（以下、「住民税」といいます。）は、県民税分を含めて市に納めます。住民税は、前年1年間（1月1日～12月31日）の所得を基に課税され、その構成は前年中の所得が一定の額を超えると課税される「均等割」と、所得に応じて課税される「所得割」から成り立っています。

個人住民税	市民税	均等割
		所得割
	県民税	均等割
		所得割

（2） 住民税と所得税の違い

所得に対して課税される税金には住民税と所得税があり、住民税と所得税の主な違いは下表のとおりです。

区分	住民税	所得税
課税方式	＜前年所得課税＞ 前年の所得に対して課税されます。 （令和8年度住民税は令和7年1月から12月の所得に課税） ＜賦課課税方式＞ 市民税・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの課税資料に基づいて、市が税額を計算し、通知します。	＜現年所得課税＞ 現年の所得に対して課税されます。 （令和7年分所得税は令和7年1月から12月の所得に課税） ＜申告納税方式＞ 納税者が、1年間の所得に対する税額を計算し、申告します。（確定申告） ＜源泉徴収方式＞ 給与支払者は支払時に税額を計算のうえ源泉徴収し、年末に1年間の所得に対する税額を精算します。（年末調整）
納付方法	＜特別徴収＞ ・給与所得の方は給与から市民税・県民税が天引きされる。 ・公的年金所得の方は公的年金から市民税・県民税が天引きされる。 ＜普通徴収＞ 事業所得などの方は自分で納付する。	＜源泉徴収＞ ・給与所得の方は税額が源泉徴収され、年末調整や確定申告で精算を行う。 ・公的年金の方は税額が源泉徴収され、確定申告で精算を行う。 ＜申告納税＞ 事業所得などの方は確定申告書を税務署に提出のうえ税額を納める。
所得控除	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は同額ですが、その他の控除額は異なります。詳しくは、8ページを参照してください。	
税額控除	住民税には、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除など、所得税とは異なる税額控除があります。詳しくは、16ページを参照してください。	

税率		市民税	県民税	所得税
	均等割	3,000円	1,800円	なし
	所得割	一律 6%	一律 4%	課税所得金額により 5、10、20、23、33、40、45％の7段階に区分 ※ 復興特別所得税（所得税額の 2.1％）が併せて徴収されます

2 住民税を納める方

住民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に住所がある市区町村から、前年中に一定の所得があった方に課税され、1月1日時点で明石市にお住まいであれば、1年間は明石市に住民税を納めることになります。

納税義務者	納めるべき税
市内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合計額
市内に事務所・事業所を有する個人で、市内に住所を有しない個人	均等割額のみ

3 住民税が課税されない方

均等割・所得割がともに課税されない状態を、「非課税」と呼びます。

（1） 均等割・所得割・森林環境税（国税）が課税されない方

・ 生活保護法によって生活扶助を受けている方

・ 障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額※1 が1,350,000円以下の方

・ 前年中の合計所得金額が次の額以下の方

・同一生計配偶者※2・扶養親族※3がいない場合：450,000円

・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合：350,000円×（扶養親族等※3 の数＋1）＋100,000円＋210,000円

※1合計所得金額、※2同一生計配偶者、※3扶養親族等については、3ページを参照してください。

【扶養人数と、住民税・森林環境税（国税）が課税されない金額の早見表】〔6人以上省略〕

同一生計配偶者・扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額（65 歳未満）	公的年金等の収入金額（65歳以上）
なし	450,000円	1,100,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1 人	1,010,000円	1,660,000円以下	1,713,333円以下	2,110,000円以下
2 人	1,360,000円	2,059,999円以下	2,180,000円以下	2,460,000円以下
3 人	1,710,000円	2,559,999円以下	2,646,666円以下	2,810,000円以下
4 人	2,060,000円	3,059,999円以下	3,113,333円以下	3,160,000円以下
5 人	2,410,000円	3,559,999円以下	3,580,000円以下	3,580,000円以下

本人該当区　分	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額（65 歳未満）	公的年金等の収入金額（65歳以上）
障害者 未成年 寡婦 ひとり親	1,350,000円	2,043,999円以下	2,166,667円以下	2,450,000円以下

（2） 均等割・森林環境税（国税）が均等割は課税されるが所得割は課税されない方

・ 前年の総所得金額等※4が次の額以下の方

・ 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合：450,000円

・ 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合 ：350,000円×（扶養親族等の数＋1）＋100,000円＋320,000円

※4総所得金額等については、3ページを参照してください。

【扶養人数と、所得割のみ課税されない金額の早見表】〔6人以上省略〕

同一生計配偶者・扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額（65 歳未満）	公的年金等の収入金額（65 歳以上）
なし	450,000円	1,100,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1 人	1,120,000円	1,770,000円以下	1,860,001円以下	2,220,000円以下
2 人	1,470,000円	2,215,999円以下	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3 人	1,820,000円	2,715,999円以下	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4 人	2,170,000円	3,215,999円以下	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5 人	2,520,000円	3,703,999円以下	3,726,666円以下	3,726,667円以下

≪参考≫「合計所得金額」と「総所得金額等」の違い

・「合計所得金額」とは、繰越控除（前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。）を適用する前の所得（分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得にあっては特別控除前）の合計額をいいます。

・「総所得金額等」とは、繰越控除（前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。）を適用した後の所得（分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得にあっては特別控除前）の合計額をいいます。

≪参考≫同一生計配偶者及び扶養親族について

・同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 580,000円以下の方をいいます。控除対象配偶者（配偶者控除の対象となる方）と異なり、本人の所得要件はありません。

・扶養親族とは、本人と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が 580,000円以下の方をいいます。

なお、16歳未満の年少扶養親族も含みます。

4 住民税の算出方法

（1） 均等割

均等割額は、市民税 3,000円と県民税 1,800円の合計額 4,800円（年額）です。

均等割額 4,800円（年額）	市民税 3,000円
	県民税 1,800円 （1,000円+800円【注1】）

【注1】森林や都市の緑の保全・再生のために使われる「県民緑税」として、均等割が800円加算されています。

（2） 所得割

所得割額は、一般的に所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額に税率 10%（市民税 6%・県民税 4%）をかけて求めます。

所得割額 ＝ 課税所得金額 × 税率 － 税額控除

所得金額（総合課税分）（5ページ参照）	－	所得控除額（8ページ参照）		税額控除額（13ページ参照）
・利子所得		・雑損控除		・調整控除
・配当所得		・医療費控除		・配当控除
・不動産所得		・社会保険料控除		・外国税額控除
・事業所得		・小規模企業共済等掛金控除		・寄附金税額控除
・給与所得		・地震保険料控除		・住宅借入金等特別税額控除
・短期譲渡所得		・生命保険料控除		・配当割
・長期譲渡所得		・障害者控除		・株式等譲渡所得割
・一時所得		・寡婦・ひとり親控除		
・雑所得		・勤労学生控除		
		・配偶者（特別）控除		
		・扶養控除		
		・特定親族特別控除		
		・基礎控除		

【注】土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、上場株式の配当所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得がある場合は、他の所得と切り離して（分離課税）、それぞれ定められた税率により税額を計算します。詳しくは4ページを参照してください。

【注】配当所得や株式等の譲渡所得は、その所得の内容によって、課税方式（総合課税・分離課税・申告不要）を選択することができる場合があります。詳しくは30ページを参照してください。

【分離課税の税率表】

所得の種類			住民税		所得税※
			市民税	県民税	
分離短期譲渡	一般		5.4%	3.6%	30%
	国、地方公共団体に対する譲渡（軽減）		3%	2%	15%
分離長期譲渡	一般	一律	3%	2%	15%
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得（特定）	20,000,000円以下	2.4%	1.6%	10%
		20,000,000円超	（課税長期譲渡所得金額－20,000,000円）×3%+480,000円	（課税長期譲渡所得金額－20,000,000円）×2%+320,000円	（課税長期譲渡所得金額－20,000,000円）×15%+2,000,000円
	所有期間10年超居住用財産（軽課）	60,000,000円以下	2.4%	1.6%	10%
		60,000,000円超	（課税長期譲渡所得金額－60,000,000円）×3%+1,440,000円	（課税長期譲渡所得金額－60,000,000円）×2%+960,000円	（課税長期譲渡所得金額－60,000,000円）×15%+6,000,000円
株式等譲渡	上場株式等		3%	2%	15%
	上記以外		3%	2%	15%
上場株式等配当			3%	2%	15%
商品先物取引			3%	2%	15%
山林			6%	4%	（課税山林所得金額×1/5×総合課税税率）×5
退職			6%	4%	総合課税分に同じ

≪参考≫所得税（総合課税）税率表　※復興特別所得税（所得税額の2.1%）が併せて徴収されます。

課税総所得金額	税率※	速算控除表
1,000円 ～ 1,949,000円	5%	—
1,950,000円 ～ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円 ～ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円 ～ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円 ～ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円 ～ 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円 ～	45%	4,796,000円

5 所得の種類

収入から必要経費等を差し引いた後の金額（下表の計算方法）所得金額を計算します。

（1） 所得の種類一覧

種類		内容	所得金額の計算方法
利子所得		公債、社債、預貯金などの利子	収入金額（そのままの金額）
配当所得		株式や出資の配当など	収入金額－元本取得に要した負債の利子
不動産所得		地代、家賃など	収入金額－必要経費
事業所得		事業をしている場合に生じる所	収入金額－必要経費
給与所得		サラリーマン、アルバイトなどの給料	収入金額－給与所得控除 5ページを参照してください
一時所得		懸賞、生命保険の満期金や解約返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額（最高500,000円） 【注】1/2の金額が課税対象
山林所得		山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額（最高500,000円）
譲渡所得		土地、株式、ゴルフ会員権、特許権等の資産の譲渡	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額 7ページを参照してください
退職所得		退職金、一時恩給など	（収入金額－退職所得控除額）×1/2 6ページを参照してください
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金、外国年金などの所得	収入金額－公的年金等控除 6ページを参照してください
	業務	原稿料、講演料などの所得	収入金額－必要経費
	その他	個人年金などの上の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費

（2） 給与所得の速算表

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。この給与等の収入金額を基に、下の速算表で給与所得を計算することができます。

給与等の収入金額（A）	給与所得
～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,900,000円	（A）－650,000円
1,900,001円 ～ 3,599,999円	（A）÷4（1,000円未満切捨）×2.8－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	（A）÷4（1,000円未満切捨）×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	{（A）×0.9}－1,100,000円
8,500,000円 ～	（A）－1,950,000円

（3） 所得金額調整控除

下記①または②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合

（1） 本人が特別障害者に該当する

（2） 23歳未満の扶養親族がいる

（3） 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の 給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

（4） 公的年金等の雑所得の速算表

公的年金等の雑所得の金額は公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額です。

この公的年金等の収入金額を基に、下の速算表で公的年金等の雑所得を計算することができます。

受給者の年齢	公的年金得以外の合計所得金額	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の雑所得
65歳未満（昭和36年1月2日以降に生まれた方）	1,000万円以下	～ 1,299,999円	（A）－600,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	（A）×0.75－275,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	（A）×0.85－685,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	（A）×0.95－1,455,000円
		10,000,000円 ～	（A）－1,955,000円
	1,000万円超 2,000万円以下	～ 1,299,999円	（A）－500,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,990円	（A）×0.75－175,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	（A）×0.85－585,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	（A）×0.95－1,355,000円
		10,000,000円 ～	（A）－1,855,000円
	2,000万円超	～ 1,299,999円	（A）－400,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	（A）×0.75－75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	（A）×0.85－485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	（A）×0.95－1,255,000円
		10,000,000円 ～	（A）－1,755,000円
65歳以上（昭和36年1月1日以前に生まれた方）	1,000万円以下	～ 3,299,999円	（A）－1,100,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	（A）×0.75－275,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	（A）×0.85－685,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	（A）×0.95－1,455,000円
		10,000,000円 ～	（A）－1,955,000円
	1,000万円超 2,000万円以下	～ 3,299,999円	（A）－1,000,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	（A）×0.75－175,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	（A）×0.85－585,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	（A）×0.95－1,355,000円
		10,000,000円 ～	（A）－1,855,000円
	2,000万円超	～ 3,299,999円	（A）－900,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	（A）×0.75－75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	（A）×0.85－485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	（A）×0.95－1,255,000円
		10,000,000円 ～	（A）－1,755,000円

（5） 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、原則として次のように計算します。

退職所得の金額＝（退職手当等の額 － 退職所得控除額） × 1/2

【注】法人役員等としての勤務年数が5年以下の方は1/2控除はありません。

【注】法人役員等以外の場合で勤務年数が5年以下の方は、次のとおり計算します。

（退職手当等の額 － 退職所得控除額）の額	退職所得の金額
300万円以下の場合	（退職手当等の額 － 退職所得控除額） × 1/2
300万円を超える場合	150万円 ＋（退職手当等の額－ 300万円 － 退職所得控除額）

【注】退職所得控除額は、退職した方の勤続年数に応じて次のように計算します。

勤続年数（1 年未満の端数切り上げ）	退職所得控除額
20年以下の場合	退職所得控除額=400,000円× 勤続年数 （800,000円に満たないときは 800,000円）
20年を超える場合	退職所得控除額=700,000円×（勤続年数−20 年） +8,000,000円

【注】障害者になったことが直接の原因で退職する場合には、算出した控除額に1,000,000円加算したものが退職所得控除額となります。

退職所得にも住民税が課税されます。

税額 ＝ 退職所得の金額 × 税率 10%（市民税 6%、県民税4%）

【注】原則として、退職手当等の支払者が住民税の税額を計算し、退職手当等から差し引いて市区町村に納入しています。なお、この市区町村とは、その退職手当等の支払いを受けるべき日（退職日）の属する年の1月1日現在において住所を有する市区町村をいいます。

（6） 土地建物等の譲渡所得の計算方法

土地建物等の譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において、その資産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下の場合は短期譲渡所得に区分されます。

譲渡所得の金額は、原則として次のように計算します。

譲渡所得の金額=譲渡価格−（取得費+譲渡費用）−特別控除額

【注】特別控除額は、次の表のいずれかに該当する額（最高 50,000,000円）です。

譲渡所得の内容	特別控除額
公共事業などのために土地建物を売った場合	50,000,000円
マイホーム（居住用財産）を売った場合	30,000,000円
特定土地区画整理事業などのために土地を売った場合	20,000,000円
特定住宅地造成事業などのために土地を売った場合	15,000,000円
農地保有の合理化などのために土地を売った場合	8,000,000円
低未利用土地等を売った場合	1,000,000円

（7） 株式の譲渡所得の計算方法

譲渡所得の金額は、原則として次のように計算します。

譲渡所得の金額=譲渡価格−必要経費（取得費+譲渡費用+負債利子）

（8） 課税されない所得

(1)傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など

(2)生活用動産（日常生活に使われている家具、衣類などの動産）の譲渡によって生じる所得

(3)相続や遺贈により財産を取得する場合や、個人からの贈与により財産を受ける場合。ただし、相続税又は贈与税の課税を受ける場合があります。

(4)損害保険金、損害賠償金、慰謝料など

(5)雇用保険の失業等給付
(6)児童手当、児童扶養手当、健康保険の保険給付金など

6 所得控除の種類

（1） 所得控除の種類

所得控除とは、所得割（税額）を算出するために所得金額から差し引く控除です。

【所得控除の種類一覧（物的控除）】

種類と内容	住民税	所得税
雑損控除 災害・盗難などで住宅や家財などに損害を受けた場合	次のいずれか多い金額 ①（損失の金額−保険金等により補てんされた金額）−（総所得金額等×1/10） ② 災害関連支出の金額−50,000円	
医療費控除 本人または本人と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合（右のいずれかを選択）※セルフメディケーション税制は12ページを参照。	医療費控除 （支払った医療費−保険金等により補てんされた金額）−（総所得金額等の5%または100,000円のいずれか少ない金額） ※上限 2,000,000円 医療費控除の特例…セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品の購入費−12,000円 ※上限 88,000円	
社会保険料控除 健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金などの保険料が対象	支払った保険料の全額 ※公的年金等から差し引かれている（年金から特別徴収されている）国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、差し引かれた本人以外の控除の対象とはなりません。	
小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済、心身障害者扶養共済などの掛金が対象	支払った掛金の全額	
寄附金控除 特定の寄附先に寄附した場合	税額控除が適用されます。 15ページを参照してください。	次のいずれか少ない金額が適用されます。 ①特定寄附金の額の合計額−2,000円 ②総所得金額等の合計額×40%−2,000円 ※寄附金によっては、税額控除を選択できるものもあります。

<table>
<tr>
<td>

地震保険料控除
地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ計算

旧長期保損害保険料：契約した日が平成18年12月31日以前

</td>
<td>

① 地震保険料

支払保険料	控除額
～50,000円	支払った保険料×1/2
50,001円～	25,000円

② 旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～5,000円	支払った保険料全額
5，００１円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合限度額は25，000円

</td>
<td>

① 地震保険料

支払保険料	控除額
～50,000円	支払った保険料全額
50,001円～	50,000円

② 旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～10,000円	支払った保険料全額
10,001 円～20,000円	支払った保険料×1/2+5,000円
20,001円～	15,000円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合限度額は50，000円

</td>
</tr>
<tr>
<td>

生命保険料控除
一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料をそれぞれ計算
新契約：契約した日が平成２４年１月１日以降
旧契約：契約した日が平成23年12月31日以前

</td>
<td>

① 新契約
A、B、C それぞれ計算します
A 一般生命保険料控除
B 個人年金保険料控除
C 介護医療保険料控除

支払保険料	控除額
～12,000円	支払った保険料全額
12,００１円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円
32,00１円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000 円
56,001円～	28,000円

② 旧契約
A、B それぞれ計算します
A 一般生命保険料控除
B 個人年金保険料控除

支払保険料	控除額
～15,000円	支払った保険料全額
15,００１円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円
40,００１円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500 円
70,001円～	35,000 円

</td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>③ 新契約と旧契約の合計
A、B それぞれ計算します
<table>
<tr><th>契約区分</th><th>上限額</th></tr>
<tr><td>新契約と旧契の両方を適用</td><td>28,000円</td></tr>
<tr><td>新契約のみ適用</td><td>28,000円</td></tr>
<tr><td>旧契約のみ適用</td><td>35,000円</td></tr>
</table>
A+B+C の上限額 70,000円</td>
<td></td>
</tr>
</table>

【所得控除の種類一覧（人的控除）】

種類と内容	住民税	所得税
普通障害者控除 本人、同一生計配偶者または扶養親族が普通障害者の場合 <身体 3～6 級／療育 B1・B2／精神 2・3級>	260,000円	270,000円
特別障害者控除 本人、同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者の場合 <身体 1・2 級／療育 A／精神 1 級> （特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族と同居している場合）	300,000円 （530,000円）	400,000円 （750,000円）
ひとり親控除 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が580,000円以下の生計を一にする子を有する単身者で、かつ本人の合計所得金額が 5,000,000円以下の方 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方）がいる場合には、対象外です。	300,000円	350,000円
寡婦控除 次の①または②に該当する方 ①夫と離婚した後婚姻していない方で、総所得金額等が580,000円以下の子ではない扶養親族を有し、かつ本人の合計所得金額が 5,000,000円以下の方 ②夫と死別した方または夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が 5,000,000円以下の方 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方）がいる場合には、対象外です。	260,000円	270,000円
勤労学生控除 合計所得金額が 850,000円以下かつ給与所得等以外の所得金額が 100,000円以下の勤労学生本人	260,000円	270,000円
配偶者控除 本人の合計所得金額が 10,000,000円以下で、配偶者の合計所得金額が 580,000円以下	11 ページを参照してください。	11 ページを参照してください。
配偶者特別控除 本人の合計所得金額が 10,000,000円以下で、配偶者の合計所得金額が 480,001円～1,330,000円	11 ページを参照してください。	11 ページを参照してください。

扶養控除 本人と生計を一にする親族で、合計所得金額が580,000円以下の場合　年齢は、前年の12月31日現在によります。 ① 一般扶養（②～⑤以外の方） ② 特定扶養（19歳以上23歳未満） ③ 老人扶養（70歳以上） ④ 同居老親等扶養（③の方で同居の場合） ⑤ 年少扶養（16歳未満）	 330,000円 450,000円 380,000円 450,000円 0 円	 380,000円 630,000円 480,000円 580,000円 0 円
特定親族特別控除 特定親族（19歳以上23歳未満）本人の合計所得金額が580,001円～1,230,000円	12ページを参照してください。	12ページを参照してください。

基礎控除

合計所得金額	住民税	所得税
～ 24,000,000円	430,000円	480,000円
24,000,001円 ～ 24,500,000円	290,000円	320,000円
24,500,001円 ～ 25,000,000円	150,000円	160,000円
25,000,001円 ～	0円	0円

（2） 配偶者控除額早見表・配偶者特別控除額早見表

上段は住民税、下段《 》内は所得税における控除額です。

	配偶者の合計所得金額	≪参考≫給与収入に換算した金額	納税義務者の合計所得金額		
			～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者控除	～580,000円	～1,230,000円	330,000円 《380,000 円》	220,000円 《260,000 円》	110,000円 《130,000 円》
	～580,000円 （70歳以上の配偶者）		380,000円 《480,000円》	260,000円 《320,000円》	130,000円 《160,000円》
配偶者特別控除	580,001 円 ～1,000,000円	1,230,001円 ～1,650,000円	330,000円 《380,000円》	220,000円 《260,000円》	110,000円 《130,000円》
	1,000,001円 ～1,050,000円	1,650,001円 ～1,700,000円	310,000円 《310,000円》	210,000円 《210,000円》	110,000円 《110,000円》
	1,050,001円 ～1,100,000円	1,700,001円 ～1,750,000円	260,000円 《260,000円》	180,000円 《180,000円》	90,000円 《90,000円》
	1,100,001円 ～1,150,000円	1,750,001円 ～1,800,000円	210,000円 《210,000円》	140,000円 《140,000円》	70,000円 《70,000円》
	1,150,001円 ～1,200,000円	1,800,001円 ～1,85,000円	160,000円 《160,000円》	110,000円 《110,000円》	60,000円 《60,000円》
	1,200,001円 ～1,250,000円	1,850,001円 ～1,903,999円	110,000円 《110,000円》	80,000円 《80,000円》	40,000円 《40,000円》
	1,250,001円 ～1,300,000円	1,904,000円 ～1,971,999円	60,000円 《60,000円》	40,000円 《40,000円》	20,000円 《20,000円》
	1,300,001円 ～1,330,000円	1,972,000円 ～2,015,999円	30,000円 《30,000円》	20,000円 《20,000円》	10,000円 《10,000円》

【注】納税義務者の合計所得金額が10,000,000円を超える場合は、控除はありません。

（3） 特定親族特別控除額早見表

特定親族の給与収入 （収入が給与のみの場合）	特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
1,130,001円～1,600,000円	580,001円～　950,000円	45万円
1,600,001円～1,650,000円	950,001円～1,000,000円	41万円
1,650,001円～1,700,000円	1,000,001円～1,050,000円	31万円
1,700,001円～1,750,000円	1,050,001円～1,100,000円	21万円
1,750,001円～1,800,000円	1,100,001円～1,150,000円	11万円
1,800,001円～1,850,000円	1,150,001円～1,200,000円	6万円
1,850,001円～1,880,000円下	1,200,001円～1,230,000円	3万円

（4） パート･アルバイトの収入と税金の関係

パート･アルバイトの収入(給与収入)がある場合は、1,100,000円を超えると住民税が課税されます。収入が1,600,000円を超えると所得税が課税され、2,016,000円以上の場合は「配偶者控除（扶養控除）･配偶者特別控除」が受けられなくなることがあります。

【パート･アルバイト収入（給与収入）の税金】

<table>
<tr><th rowspan="2">給与等の収入《所得》金額</th><th colspan="2">ご自身の税負担</th><th colspan="2">配偶者控除と
配偶者特別控除</th></tr>
<tr><th>市民税･県民税</th><th>所得税</th><th>配偶者
控除</th><th>配偶者
特別控除</th></tr>
<tr><td>～ 1,10,000円
《所得　～ 550,000円》</td><td>かからない</td><td>かからない</td><td rowspan="2">受けられる※</td><td rowspan="2">受けられない</td></tr>
<tr><td>1,100,001円 ～ 1,230,000円
《所得 450,001円 ～ 580,000円》</td><td>かかる</td><td>かからない</td></tr>
<tr><td>1,230,001円 ～ 1,600,000円
《所得 480,001円 ～ 1,330,000円》</td><td>かかる</td><td>かからない</td><td rowspan="3">受けられない</td><td>受けられる※</td></tr>
<tr><td>1,600,001円 ～ 2,0160,000円未満
《所得 950,001円 ～ 1,330,000円》</td><td>かかる</td><td>かかる</td><td></td></tr>
<tr><td>2,016,000円 ～
《所得 1,330,001円 ～ 》</td><td>かかる</td><td>かかる</td><td>受けられない</td></tr>
</table>

※配偶者の給与収入が1,195万円超のときは対象外になります。

≪参考≫税法上の扶養と社会保険法上の扶養の違い

給与等の収入金額が1,230,000円（合計所得金額で580,000円）を超えると、税法上の扶養（配偶者控除）を受けることができませんが、2,016,000円（合計所得で1,330,000円）未満であれば、所得額に応じて配偶者特別控除を受けることができます。

ただし、給与等の収入金額が 1,300,000円（各健康保険組合等により基準が異なります）を超えると、夫（または妻）の社会保険上の扶養から除外され、国民健康保険料や国民年金保険料などを納付する必要があります。

※パート･アルバイトの方であっても、複数の条件（1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上である、1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上である等）にすべて該当する方は、厚生年金･健康保険の加入対象になる場合があります。

≪参考≫セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（上限88,000円）について、その年分の所得

控除として申告できる制度（平成30年度～令和9年度に適用）です。
【注】特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品から、市販薬などドラッグストアで購入できる「OTC医薬品」に転用された医薬品をいいます。
申請に必要なもの
・　セルフメディケーション税制の明細書（作成済みのもの）
・　健康の保持増進及び疾病の予防への取組を明らかにする書類
（予防接種、定期健康診断、がん検診、人間ドックなどの領収書や結果通知表）
【注】医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

7 税額控除の種類

税額控除とは算出された住民税額の所得割額から直接差し引かれるもので、主な税額控除は以下のとおりです。

（1） 調整控除

平成19年の税源移譲に伴い、所得税率と住民税率の改定が行われました。
これにより、納税者の負担が増えないように住民税と所得税の人的控除（基礎控除や扶養控除等）の差に応じて、一定の金額を所得割から控除するものです。

合計課税所得金額が2,000,000円以下の場合	次のうち、いずれか少ない金額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）を控除します。 ・人的控除額の差の合計額 ・合計課税所得金額【注】
合計課税所得金額が2,000,000円超の場合	次の計算式で算出される金額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）を控除します。 人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－2,000,000円) ※金額が 2,500円未満の場合は 2,500円（市民税 1,500円、県民税 1,000円）を控除します。

※合計所得金額が2，500万円超の方は調整控除の適用はありません。
【注】合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。※課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。

≪参考≫人的控除額の比較表

種類		住民税	所得税	差額
障害者控除	普通	260,000円	270,000円	10,000円
	特別	300,000円	400,000円	100,000円
	同居特別障害者	530,000円	750,000円	220,000円
寡婦控除		260,000円	270,000円	10,000円
ひとり親控除		300,000円	350,000円	【注】50,000円
勤労学生控除		260,000円	270,000円	10,000円
扶養控除	一般	330,000円	380,000円	50,000円
	特定	450,000円	630,000円	180,000円
	老人	380,000円	480,000円	100,000円
	同居老親	450,000円	580,000円	130,000円
基礎控除		430,000円	480,000円	50,000円

≪参考≫配偶者控除の比較表　【注】ひとり親控除の対象者が男性の場合は10,000円です。

種類	納税義務者の合計所得金額	控除額		
		住民税	所得税	差額
一般配偶者	～9,000,000円	330,000円	380,000円	50,000円
	9,000,001円～9,500,000円	220,000円	260,000円	40,000円
	9,500,001円～10,000,000円	110,000円	130,000円	20,000円
老人配偶者	～9,000,000円	380,000円	480,000円	100,000円
	9,000,001円～9,500,000円	260,000円	320,000円	60,000円
	9,500,001円～10,000,000円	130,000円	160,000円	30,000円

≪参考≫配偶者特別控除の比較表　【注】平成30年度分までの控除額の差により計算された額となります。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額	控除額		
		住民税	所得税	差額
580,001円～599,999円	～9,000,000円	330,000円	380,000円	50,000円
	9,000,001円～9,500,000円	220,000円	260,000円	40,000円
	9,500,001円～10,000,000円	110,000円	130,000円	20,000円
600,000円～649,999円	～9,000,000円	330,000円	380,000円	【注】30,000円
	9,000,001円～9,500,000円	220,000円	260,000円	【注】20,000円
	9,500,001円～10,000,000円	110,000円	130,000円	【注】10,000円
650,000円～950,000円	～9,000,000円	330,000円	360,000円	なし
	9,000,001円～9,500,000円	220,000円	260,000円	
	9,500,001円～10,000,000円	110,000円	130,000円	
950,001円～1,000,000円	～9,000,000円	330,000円	360,000円	
	9,000,001円～9,500,000円	220,000円	240,000円	
	9,500,001円～10,000,000円	110,000円	120,000円	

≪参考≫特定親族特別控除額の比較表

特定親族の合計所得金額	控除額		
	住民税	所得税	差額
580,001円～850,000円	450,000円	630,000円	180,000円
850,001円～900,000円	450,000円	610,000円	160,000円
900,001円～950,000円	450,000円	510,000円	60,000円
950,001円～1,000,000円	410,000円	410,000円	なし
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	310,000円	なし
1,050,001円～1,100,000円	210,000円	210,000円	なし
1,100,001円～1,150,000円	110,000円	110,000円	なし
1,150,001円～1,200,000円	60,000円	60,000円	なし
1,200,001円～1,230,000円円	30,000円	30,000円	なし

（2） 配当控除

配当所得がある場合は、次の計算により求めた配当控除が差し引かれます。

配当控除額＝配当所得の金額×下表の控除率

【配当控除の割合】

課税所得金額／種類		10,000,000円以下の部分			10,000,000円超の部分		
		市民税	県民税	所得税	市民税	県民税	所得税
利益の配当等		1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

【注】総合課税でのみ適用されます。

【注】外国法人からの配当等や特定外貨建等証券投資信託等の配当所得は、配当控除の適用がありません。

（3） 外国税額控除

外国の住民税や所得税が課税されたときは、次の計算により求めた外国税額控除が差し引かれます。

具体的には、所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれない額があるときは、住民税のうち県民税の所得割から控除し、さらに控除しきれない額があるときは、市民税の所得割から控除します。

【住民税、所得税の控除限度額】

税区分		控除限度額
住民税	県民税	所得税控除限度額×12%
	市民税	所得税控除限度額×18%
所得税		その年分の所得税額 × その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額

（4） 寄附金税額控除

次の団体に対して寄附金を支払った場合に、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

税区分	寄附先	控除額
住民税	都道府県・市区町村	（「ふるさと納税」） 27ページを参照してください。
	兵庫県共同募金会 日本赤十字社兵庫支部 都道府県・市区町村（ふるさと納税特例控除対象外）	（寄附金額の合計額※ −2,000円）×10% （市民税 6%・県民税 4%）
	兵庫県が条例で指定する団体	（寄附金額の合計額※ −2,000円）×4%（県民税）
	明石市が条例で指定する団体	（寄附金額の合計額※ −2,000円×6%（市民税）

※総所得金額等の 30%が限度です。

≪参考≫所得税での寄附金税額控除

税区分	寄附先	控除額
所得税	政党等 政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの	（その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額※−2,000円）×30% ＝政党等寄附金特別控除（ア）
	認定 NPO 法人等 認定 NPO 法人等に対する寄附金	(その年中に支払った認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額※−2,000円) ×40%＝認定 NPO 法人等寄附金特別控除（イ）

	公益社団法人等 公益社団法人、公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人、国立大学法人、公立大学法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすもの	(その年中に支払った公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額※−2,000円)×40%=公益社団法人等寄附金特別控除(ウ)

※総所得金額等の 40%相当額が限度です。

【注】(ア)の特別控除額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度です。また、(イ)及び(ウ)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の 25%相当額が限度です。

【注】所得控除もしくは税額控除のどちらか有利な方を選ぶことができます。

(5) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローン等を利用して、マイホームの新築・購入・増改築等を行い、平成21年1月～令和7年12月末までに入居した方で、前年の所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、一定の方法により算出した金額が所得割から控除されます。

対象者	次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和7年12月末までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の対象となる方
計算方法	次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額を控除します。 (ア)所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 (イ)下表で計算した金額【注1】
控除期間	10年 もしくは 13年【注2】

【注1】(イ)の金額は入居した年月によって下表のとおりとなります。

	(1)	(2)	(3)
入居した年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月 (※1)	令和4年1月～ 令和7年12月 (※2)(※3)
(イ)の控除額	所得税の課税総所得金額×5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額×7%(最高136,500円)	所得税の課税総所得金額×5%(最高97,500円)

(※1) 消費税5%以下で契約した場合は、(1)の控除限度額となります。

(※2) 令和4年中に入居した方のうち、消費税10%かつ一定期間内(新築の場合は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月末まで)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、(2)の控除限度額となります。

(※3) 令和6年1月1日以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

【注 2】控除期間は入居した年月などによって下表のとおりとなります。

入居した年月	平成21年1月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～令和2年12月		令和3年1月 ～令和3年12月	
控除期間	10 年	消費税 10%で契約 13年	左記以外 10年	消費税 10%で契約かつ(※)を満たす 13年	左記以外 10年

(※)新築住宅の場合は令和2年10月から令和3年9月末までに契約

分譲住宅・中古住宅、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月末までに契約

入居した年月	令和4年1月～令和5年12月		令和6年1月～令和7年12月	
住宅の種類	・一定の省エネ基準を満たす新築住宅等 ・その他新築住宅	既存住宅	一定の省エネ基準を満たす新築住宅等	・その他新築住宅 ・既存住宅
控除期間	13年	10年	13年	10年

（6） 配当割控除

一定の上場株式等の配当等所得に対しては、県民税配当割として、配当等の支払いの際に、5%の税率により県民税が特別徴収されます（このほかに所得税15%及び復興特別所得税 0.315%も特別徴収されます。）。この配当等の所得は、申告しなくてもよいこととされていますが、申告をした場合は、所得割が新たに課税されるため、所得割から配当割が控除されます。また、控除しきれない金額がある場合は、均等割に充当するか、または還付されます。

上場株式等の配当等所得の申告課税については、30ページを参照してください。

（7） 株式等譲渡所得割控除

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、県民税株式等譲渡所得割として、支払を受ける際に、5%の税率により県民税が特別徴収されます（この他に所得税15%及び復興特別所得税 0.315%も特別徴収されます。）。この譲渡に係る所得は、申告しなくてもよいこととされていますが、申告をした場合は、所得割が新たに課税されるため、所得割から株式等譲渡所得割が控除されます。また、控除しきれない金額がある場合は、均等割に充当するか、または還付されます。上場株式等の譲渡所得等の申告課税については、30 ページを参照してください。

8 住民税の計算例

≪計算例1≫収入が公的年金のみで、配偶者を扶養している人

<家族構成等>

本人　　65歳以上の年金受給者

公的年金収入　　2,500,000円

国民健康保険料　　140,500円

介護保険料　　61,000円

被扶養者 妻（70 歳以上・収入なし）

旧契約の一般生命保険料　　90,000円

地震保険料　　50,000円

<計算手順>

① 年金所得を計算します。⇒ 2,500,000円－1,100,000円＝1,400,000円（6 ページ参照）

② 所得金額が、均等割・所得割の発生する金額になるかを確認します。（2 ページ参照）

・ 均等割が発生する 1,010,000円を超えるため、均等割・森林環境税（国税）の課税が確定

A 市民税 3,000円＋県民税 1,800円＋森林環境税（国税） 1,000円

・ 所得割が発生する 1,120,000円を超えるため、所得割の課税計算へ（以下へ続く）

③ 所得控除額を計算します。（8ページ参照）

社会保険料控除（国保分）　　140,500円

社会保険料控除（介護分）　　61,000円

生命保険料控除　　35,000円

地震保険料控除　　25,000円

配偶者控除（70 歳以上の金額）　　380,000円

基礎控除（納税義務者全員に適用）　430,000円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ 1,071,500円

④ 課税所得金額を計算します。①－③＝ 328,000円（千円未満切捨て）（3ページ参照）

⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%（市民税 6%＋県民税 4%）（3ページ参照）

B 市民税 19,680円＋県民税 13,120円

⑥ 税額控除を計算します。（13ページ参照）

・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円以下（この場合は④の 328,000 円に該当）
次のうちいずれか少ない額の 5%（市民税 3%・県民税 2%の配分）
i 50,000円（基礎控除）＋基礎控除以外の人的控除額の差（配偶者控除［70歳以上］の差額 100,000円）＝150,000円
ii 合計課税所得額⇒328,000円
i を適用するため、調整控除額は 150,000円×5%=7,500円（市民税 4,500円 ＋県民税 3,000円）
そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計は、
C 市民税 4,500円+県民税 3,000円

<計算結果>

A+B−Cで計算した結果、住民税額が算出されます。（3 ページ参照）

市民税（年額）	18,100円	（100円未満切捨て）
県民税（年額）	11,900円	（100円未満切捨て）
森林環境税(国税)年額	1,000円	
合計（年額）	31,000円	

≪計算例2≫収入が給与のみで、扶養内の収入の妻および子がいる場合

<家族構成等>

本人 （年齢は関係なし）

給与収入	6,000,000円
社会保険料	500,500円
旧契約の一般生命保険料	40,000円

被扶養者 妻

給与収入	1,000,000円
新契約の一般生命保険料	20,000円

長女	高校生	17歳	新契約の個人年金保険料 50,000円
長男	中学生	14歳	介護医療保険料 30,000円

<計算手順>

① 給与所得を計算します。 ⇒ 6,000,000円÷4×3.2−440,000円=4,360,000円
（5ページ参照）
② 所得金額が、均等割・所得割の発生する金額になるかを確認します。（2 ページ参照）
・ 均等割が発生する 2,060,000円を超えるため、均等割・森林環境税（国税）の課税が確定
A 市民税 3,000円+県民税 1,800円+森林環境税（国税） 1,000円
・ 所得割が発生する 2,170,000円を超えるため、所得割の課税計算へ（以下へ続く）
③ 所得控除額を計算します。控除金額の計算方法については各控除項目（8 ページ参照）

社会保険料控除	500,500円
生命保険料控除（一般分）	28,000円
生命保険料控除（個人年金分）	26,500円
生命保険料控除（介護医療分）	21,000円
配偶者控除（70歳未満の金額）	330,000円
扶養控除（長女分のみ該当）	330,000円
基礎控除（納税義務者全員に適用）	430,000円

生命保険料控除合計額は 75,500円 適用限度額は 70,000円のため、適用額は 70,000円
全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ 1,660,500円
④ 課税所得金額を計算します。①−③= 2,699,000円（千円未満切捨て）（3ページ参照）
⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%（市民税 6%+県民税 4%）（3ページ参照）

B 市民税 161,940円+県民税 107,960円
⑥ 税額控除を計算します。(13 ページ参照)
・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円超(2,699,000円)
{50,000円(基礎控除)+100,000円(配偶者控除と扶養控除の差額の合計)
−(2,699,000円−2,000,000円)}×5%
⇒{ }内がマイナスのため、控除下限額を採用→2,500円(市民税 1,500円+県民税 1,000円)
そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計は
C 市民税 1,500円+県民税 1,000円

<計算結果>

A+B−Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(3 ページ参照)
市民税(年額) 163,400円 (100円未満切捨て)
県民税(年額) 108,700円 (100円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額) 1,000円
合計(年額) 273,100円

≪計算例3≫給与所得があり住宅ローン控除(特定取得に該当する住宅借入金等特別控除)を適用する人

<家族構成等>

本人 年齢は関係なし
給与収入 6,500,000 円
支払社会保険料 731,752 円
旧生命保険料の金額 54,000 円
介護医療保険料の金額 115,000 円
旧個人年金保険料の金額 204,000 円
支払地震保険料 50,000 円
令和3年4月に住宅ローンでマイホーム(家屋の取得対価は 2,000 万円)を取得し、
令和4年末現在の住宅ローン残高が 2,000 万円
被扶養者 妻(50歳 収入なし)
長女 高校生 18歳
長男 高校生 17 歳
母 別居 72 歳

<ステップ1 市・県民税住宅借入金等特別税額控除額適用前の計算手順>

① 給与所得を計算します。 ⇒4,760,000 円(5ページ参照)
② 所得金額が均等割・所得割の発生する金額になるかを確認します。(2 ページ参照)
・ 均等割が発生する 2,060,000円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定
A 市民税 3,000円+県民税 1,800円+森林環境税(国税) 1,000円
・ 所得割が発生する 2,170,000円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)
③ 所得控除額を計算します。控除金額の計算方法については各控除項目(8ページ参照)
社会保険控除 731,752円
生命保険料控除 70,000円
地震保険料控除 25,000円
配偶者控除 330,000円
扶養控除 1,040,000円
基礎控除 430,000円
全ての所得控除額を合計し算出⇒2,626,752 円
④ 課税総所得金額を算出します。①−③=2,133,000 円(千円未満切捨て)(3ページ参照)
⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税4%(3ページ参照)

B 市民税 127,980 円+県民税 85,320 円

⑥ 税額控除を計算します。

調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 200 万円超（2,133,000 円）

｛50,000 円（基礎控除）+250，000円（配偶者控除と扶養控除の差額の合計）―（2,133,000 円―200 万円）｝×5%（市民税 3%、県民税 2%）が控除額となります。

市民税に係る調整控除額 167,000 円×3%=5,010 円

県民税に係る調整控除額 167,000 円×2%=3,340 円

<計算結果>

調整控除後の市民税所得割額 127,980 円―5,010 円=122,970 円

調整控除後の県民税所得割額 85,320 円―3,340 円= 81,980 円

<ステップ2 市・県民税住宅借入金等特別税額控除額の計算手順>

① 住宅ローン控除可能額を計算します。

住宅ローン残高 20,000,000 円×1%（住宅ローン残高に掛ける率は居住年によって異なる）=
200,000 円

② 所得税の所得控除額を計算します。

社会保険控除731,752 円+生命保険料控除 120,000 円+地震保険料控除 50,000 円+
配偶者控除 380,000 円+扶養控除（老人扶養1人+その他扶養 2 人）1,240,000 円+
基礎控除 680,000 円
=3,21,752 円

③ 所得税の課税標準を計算します。

総所得金額 4,760,000 円―所得税の所得控除額3,201,752 円=1,558,248 円
→1,558,000 円（1,000 円未満切捨て）

④ 住宅ローン控除適用前の所得税額を計算します。

1,558,000 円×5%=77,900 円

住宅ローン控除適用前の所得税額 77,900 円−住宅ローン控除可能額 200,000 円=0 円（赤字の場合は 0 円）

⑤ 市・県民税住宅借入金等特別税額控除額を計算します。

ⅰ 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
200,000 円−77,900 円=122,100 円

ⅱ 所得税の課税総所得の 7%
1,758,000 円×7%=123,060円

控除額は、ⅰとⅱのどちらか小さい金額が控除対象となるため、122,100 円

市民税の住宅借入金等特別税額控除額 122,100 円×60%=73,260 円

県民税の住宅借入金等特別税額控除額 122,100 円×40%=48,840 円

⑥ 住宅借入金等特別税額控除後の市民税所得割額

127,980 円―73,260 円=54,720 円→54,700 円（100 円未満の端数切捨て）

⑦ 住宅借入金等特別税額控除後の県民税所得割額を計算します。

81,980 円―48,840 円=33,140 円→33,100 円（100 円未満の端数切捨て）

<計算結果>

均等割額 市民税 3,000 円 県民税1,800 円

市民税額 均等割額 3,000 円+所得割額 54,700 円=57,700 円

県民税額 均等割額1,800 円+所得割額 33,100 円=34,900 円

森林環境税（国税）（年額） 1,000円

合計（年額） 93,600円

≪計算例4≫給与所得がありふるさと納税（ワンストップ特例制度）をした人

<家族構成等>

本人　年齢は関係なし

給与収入　6,500,000 円

支払社会保険料　731,752 円

旧生命保険料の金額　54,000 円

介護医療保険料の金額　115,000 円

旧個人年金保険料の金額 204,000 円

支払地震保険料　50,000 円

被扶養者 妻（年齢は関係なし 収入なし）

長女 高校生 18歳

長男 高校生 17 歳

母　別居　72 歳

<ステップ1 寄附金税額控除適用前の計算手順>

① 給与所得を計算します。 ⇒4,760,000 円

② 所得金額が均等割・所得割の発生する金額になるかを確認します。（2 ページ参照）

・ 均等割が発生する 2,060,000円を超えるため、均等割・森林環境税（国税）の課税が確定

A 市民税 3,000円+県民税 1,800円+森林環境税（国税） 1,000円

・ 所得割が発生する 2,170,000円を超えるため、所得割の課税計算へ（以下へ続く）

③ 所得控除額を計算します。

社会保険控除731,752 円+生命保険料控除 70,000 円+地震保険料控除 25,000 円+
配偶者控除 330,000 円+扶養控除（老人扶養 1 人+その他扶養 2 人）1,040,000 円+
基礎控除430,000 円
=2,626,752 円

④ 課税総所得金額を計算します。

総所得金額 4,760,000 円―所得控除額 2,626,752 円
=2,133,248 円→2,133,000 円（千円未満の端数切捨て）

⑤ 所得割額を計算します。

調整控除前の市民税所得割額
課税総所得金額 2,133,000 円×税率 6%=127,980 円
調整控除前の県民税所得割額
課税総所得金額 2,133,000 円×税率 4%=85,320 円

⑥ 税額控除を計算します。

調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 200 万円超（2,133,000 円）
{50,000 円（基礎控除）+250,000円（配偶者控除と扶養控除の差額の合計）―（2,133,000 円
―200 万円）}×5%（市民税 3%、県民税 2%）が控除額となります。
市民税に係る調整控除額 167,000 円×3%=5,010 円
県民税に係る調整控除額 167,000 円×2%=3,340 円

<計算結果>

調整控除後の市民税所得割額 127,980 円―5,010 円=122,970 円
調整控除後の県民税所得割額 85,320 円―3,340 円= 81,980 円

≪ステップ2 ふるさと納税寄附金税額控除額の算出≫

税額控除額を算出するにあたり、総所得金額の 30%に相当する金額及び寄附金合計額を求め、そのうちの低い方を算出元金額とします。

総所得金額等(4,760,000 円)×30%=1,428,000 円
寄附金合計額=50,000 円

よって 50,000 円が算出元金額となります。

① 基本控除分を計算します。

（寄附金額 50,000 円－2,000 円）×10%が基礎控除分（市民税 3/5、県民税 2/5）となります。

市民税基本控除分 48,000 円×10%×3/5=2,880 円

県民税基本控除分 48,000 円×10%×2/5=1,920 円

② 特例控除分を計算します。

（寄附金額 50,000 円－2,000 円）×（90%－5%（所得税適用税率）×1.021）が特例控除分（市民税 3/5、県民税 2/5）となります。

市民税特例控除分 48,000 円×0.84895×3/5=24,450 円

県民税特例控除分 48,000 円×0.84895×2/5=16,300 円

特例控除分は所得割額（調整控除を差し引いた後の金額）の 20%が上限となりますが、その上限範囲内であるので 40,750 円（24,450 円+16,300 円）となります。

③ 申告特例控除分を計算します。（特例申請制度=ワンストップ制度を利用した場合）

（寄附金額 50,000 円－2,000 円）×（所得税率 5%×1.021）が申告特例控除分（市民税 3/5、県民税 2/5）となります。特例申請を行わず、確定申告をした場合は所得税から控除されます。

市民税基本控除分 48,000 円×0.05105×60%=1,471 円

県民税基本控除分 48,000 円×0.05105×40%=981 円

④ ふるさと納税寄附金税額控除を計算します。

市民税分：2,880 円+24,450 円+1,471 円=28,801 円

県民税分：1,920 円+16,300 円+981 円=19,201 円

合計 48,002 円が住民税の所得割額から控除されます。

注意 1 所得税の課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した額が 1,833,000 円なので、適用税率は 5%となります。

注意 2 特例控除分は所得割額（調整控除を差し引いた後の金額）の 20%が上限となります。

注意 3 平成 25 年から令和 19 年までは復興特別所得税率 2.1%が加算されます。

⑤ ふるさと納税寄附金税額控除後の市民税所得割額を計算します。

122,970 円－28,801 円=94,169 円→94,100 円（100 円未満の端数切捨て）

⑥ ふるさと納税寄附金税額控除後の県民税所得割額を計算します。

81,980 円－19,201 円=62,779 円→628,700 円（100 円未満の端数切捨て）

<計算結果>

均等割額　市民税 3,000 円　県民税1,800 円

市民税額　均等割額 3,000 円+所得割額94,100 円=97,100 円

県民税額　均等割額1,800 円+所得割額 62,700 円=64,500 円

森林環境税（国税）（年額）　1,000円

合計（年額）　162,600円

9 納付方法

住民税の納付方法には、普通徴収、給与からの特別徴収及び年金からの特別徴収があります。

（1） 普通徴収

事業所得などがある方の住民税は、納税通知書によって税額が通知され、通常6月、8月、10月、翌年1月（各月とも納期限は末日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）の4回に分けて、納付書または口座振替により納付していただきます。

なお、納付書の場合は、下表の納期限が到来していなくても、まとめて納付していただくことが可能です。

また、過去の年度分について、所得の増額や所得控除の変更などにより課税年度内の税額が変更になった場合や、退職したことにより給与からの天引き（給与からの特別徴収）から普通徴収に切り替わった場合は、納税通知書が複数届く場合があります。

納税通知書の内容についてご不明な点等がある方は、納税通知書をご準備のうえ、市民税課までお問い合わせください。

【注】住民税が課税されない非課税の方については納税通知書が送付されません。非課税について、詳しくは、2ページを参照してください。

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	6月30日	8月31日	11月2日	2月1日

（2） 給与からの特別徴収

給与所得がある方の住民税は、特別徴収税額決定通知書により給与の支払者（特別徴収義務者）を通じて税額が通知されます。その後、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から住民税が天引きされ、住所のある市区町村に納付されるため、普通徴収のようにご自身で納付する必要はありません。

なお、給与の支払者による納期限は、翌月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

また、兵庫県内では、給与の支払者が法人・個人を問わず、すべての従業員に対して、住民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。 特別徴収に関する手続きの方法は、次のとおりです。

① 就職・復職した場合

納付方法を普通徴収から特別徴収へ切り替えたい場合は、お持ちの納付書（納期限が過ぎていないもの に限ります）を勤務先に提出し、「特別徴収への切替え」を希望する旨を伝えてください。

特別徴収への切替えを希望しない場合は、お持ちの納付書のとおり納付をお願いします。

なお、原則として次年度からは特別徴収に切替わります。

② 退職・休職した場合

退職された勤務先または休職中の勤務先が徴収に関する全ての手続きを行いますので、ご自身で特段行っていただく手続きはありません。

ただし、未徴収の税額がある場合には、普通徴収に変更した納税通知書をご自宅に送付しますので、納税通知書のとおり納付してください。

なお、再就職された場合または復職された場合で、特別徴収へ切替えを希望される場合は、お持ちの納税通知書（納期限が過ぎていないものに限ります）を勤務先へ提出し、「特別徴収への切替え」を希望する旨を伝えてください。

③ 特別徴収に関する手続き（給与の支払者）

≪就職・復職した場合≫

特別徴収関係書類の手引きに綴じこんでいる「特別徴収切替申請書」、または市ホームページより「特別徴収切替申請書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。

≪退職・休職した場合≫

特別徴収関係書類の手引きに綴じこんでいる「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」、または市ホームページより「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。

≪従業員が亡くなった場合≫

特別徴収関係書類の手引きに綴じこんでいる「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」、または市ホームページより「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。死亡退職時の給与から一括で未徴収の税額を徴収することはできませんのでご注意ください。

≪従業員の住所・氏名が変わった場合≫

特段行っていただく手続きはありませんが、次年度の給与支払報告書を提出する際に最新の情報を記入い

ただくようお願いします。

（3） 年金からの特別徴収

4月1日現在において65歳以上の公的年金受給者の方の年金所得に係る住民税（以下、「年金にかかる税額」といいます。）は、税額決定通知書により税額等が通知されます。その後、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて年金から特別徴収され、住所のある市区町村に納付されるため、普通徴収のようにご自身で納付する必要はありません。なお、年金の支払者による納期限は、翌月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

【注】年金の税額は本人の希望により普通徴収に変更できません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からの特別徴収の対象となりません。

（ア） 年金の税額が生じない方

（イ） 公的年金から介護保険料が特別徴収されない方

（ウ） 年間で源泉徴収きされる所得税、特別徴収される介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、住民税の合計金額が特別徴収される対象の公的年金の年額を超える方

（エ） 特別徴収される対象の公的年金の年額が 180,000円未満の方 など

① 年金の種類について

年金は、国民年金や厚生年金保険などの「公的年金」と確定拠出年金や確定給付年金など公的年金の上乗せの給付を保障する制度の「私的年金」に分けられ、年金からの特別徴収は「公的年金」から徴収されます。「公的年金」と「私的年金のうち、企業が退職者に支給する企業年金」などを合わせたものを「公的年金等」といいます。

② 特別徴収の対象となる所得

公的年金から特別徴収できるのは年金所得に対する税額のみとなり、公的年金等以外に給与や事業所得などから算出される税額がある場合は、公的年金から特別徴収することができないため、給与からの特別徴収（給与天引き）や普通徴収（納付書または口座振替）の方法によって納付します。

≪例≫公的年金等所得のほかに給与所得と事業所得がある方

ア 公的年金からの特別徴収（年金天引き）	年金所得に対する住民税の額
イ 給与からの特別徴収（給与天引き）	給与所得に対する住民税の額
ウ 普通徴収（納付書または口座振替）	すべての所得に対する住民税の額から、アとイの税額を差し引いた金額

【注】上のア・イ・ウのように、所得の種類ごとに異なる徴収方法によって納付するため、重複して徴収される ものではありません。

③ 特別徴収の開始時期と税額

(ア) 初めて公的年金からの特別徴収になる方

（前年度中に公的年金からの特別徴収の対象だったが、年度の途中で中止になった方も同様）

年金にかかる税額の2分の1を普通徴収の第1期・第2期として納付書または口座振替で納付します。なお、残りの税額は、10月・12月・翌年2月の年金から3分の1ずつ特別徴収されます。

≪例≫今年度から公的年金からの特別徴収が始まり、年金にかかる税額が 60,000円の場合

納める方法	普通徴収（30,000円）		特別徴収による本徴収（30,000円）		
納める時期	第 1 期	第 2 期	10 月	12 月	2 月
納める税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(イ) 前年度に引き続き、公的年金からの特別徴収の対象になっている方

年金にかかる税額は、年金から年6回に分けて特別徴収となります。

4月・6月・8月の年金からは、前年度の年金にかかる税額の1/2に相当する額がこれらの月に分割した金

額で各月より天引きされます。これを仮徴収といいます。

10月・12 月・翌年2月の年金からは、年金にかかる税額から仮徴収の合計額を差し引いた額の1/3ずつが天引きされます。これを本徴収といいます。

≪例≫今年度の年金にかかる税額が 66,000 円で、前年度の年金にかかる税額が 60,000 円の場合

納める方法	特別徴収による仮徴収（30,000円）			特別徴収による本徴収（36,000円）		
納める時期	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
納める税額	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

【注】今年度の年金にかかる税額が仮徴収税額より少ない額の場合は、原則として差額を還付します。

【注】今年度の年金にかかる税額が前年度の年金にかかる税額と大きく異なる場合、4月から8月までの仮徴収額と10月から翌年2月の本徴収額が大きく異なることがあります。

④ 特別徴収の中止について

下記の理由に該当した場合は、公的年金からの特別徴収が中止となります。なお、残りの税額は市からお送りする納税通知書により普通徴収（個人納付）で納付することになります。

・納税義務者が転出または死亡した
・介護保険料の特別徴収が中止となった
・特別徴収の対象年金を受給しないことになった
・税額が増えたため、公的年金から引ききれない
・税額が減ったため、年度途中で年間の税額を天引きし終えた

転出の時期	1月1日から3月31日まで	4月1日から12月31日まで
特別徴収の時期	10 月の特別徴収から中止	翌年4月の特別徴収から中止

【注】前年に明石市に転入された方は、4月・6月・8月分の仮徴収を行わず、普通徴収により納めていただくことになりますが、10月分以降は公的年金からの特別徴収となります。

⑤ 日本年金機構などから送付される年金振込通知書について

公的年金からの特別徴収により天引きされる住民税額と、年金支払者である日本年金機構などから送付される年金振込通知書の「個人住民税額」は、原則同じものになります。

また、年金支払者の年金振込通知書には、前年度の特別徴収税額から算出されている「仮特別徴収額」が記載されています。10月以降に徴収される本徴収額は、市役所から届いた「納税通知書」または「決定通知書」に記載されている額となります。

なお、本来の税額を上回って徴収された場合には、原則として差額が還付されます。

10 減免制度

次に該当する方は、市民税・県民税の減免（森林環境税の免除）を申請することができる場合があります。申請要件等、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

・ 生活保護法の規定による一時扶助（医療、助産及び葬祭）を受けることになった者
・ 賦課期日後において生活保護法の規定による生活扶助又は貧困により生活のため公私の扶助を受けることになった者
・ 賦課期日後において雇用保険法に規定する基本手当を受給している者又は3ケ月以上引き続き失業中である者で、納税が著しく困難であると認められる者
・ 賦課期日現在において、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が155万円以下であった者
・ 給与所得者が死亡した場合又は事業所得者が死亡し、その者に係る事業を廃止した場合において、当該給与所得者又は事業所得者（以下「被相続人」という。）の納税義務を継承した相続人で、納税が著しく困難であると認められる者

・ 疾病等により3ケ月以上引き続き療養中である給与所得者又は事業所得者で、納税が著しく困難であると認められる者
・ 当該年の合計所得金額が前年の合計所得金額（譲渡等の一時的な所得を除く。）に比し5割以下に減少し、納税が著しく困難であると認められる者
・ 災害により死亡した者、又は災害により障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった者
・ 災害によりその者（納税義務者の法第292条第1項第7号及び第8号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上であると認められる者

11 住民税の申告

（1） 申告しなければならない人

1月1日現在市内に住所を有する人は、住所地の市に市・県民税の申告書を提出しなければなりません。
ただし、所得税の確定申告をされた人や、次のアからウまでに該当する人は申告の必要はありません。
ア 前年中に所得がなかった人
イ 前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者から給与支払報告書が提出された人
ウ 前年中の所得が市の条例で定める金額
［35万円 ×(同一生計配偶者及び扶養親族数+本人）+10万円+21万円(同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ）］以下の人

（2） 申告の期間

原則として、2月16日から3月15日まで（その日が土・日曜日にあたるときは翌営業日）が申告期間になります。申告書は申告する年の1月1日現在に住所があった市区町村へ提出してください。

（3） 過年度分の申告期間

控除の追加など税額を下げる申告の場合には、5年間分を遡って提出することができます。
なお、年の途中で住所の異動をされた方は、他市区町村にて申告が必要な場合があります。

（4） 申告に必要なもの

□申告書
□本人確認書類（マイナンバーカード、または通知カードと運転免許証など）
□給与所得・公的年金等の源泉徴収票など収入金額が分かる書類
□各種控除を証明できる証明書・領収書(前年の 1～12月に支払ったもの)
・社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの保険料）
・生命保険料 ・地震保険料 ・寄附金 ・各種障害者手帳
□医療費控除を受ける場合は、医療費の明細書（医療費通知による記載箇所の省略可）

（5） 申告の方法

①郵送、②市役所の窓口、③申告会場、④電子申告で申告を受け付けています。
申告にあたっては、来庁することなく申告できる郵送での提出を推奨しています。

（6） 申告の注意点

① 確定申告や住民税申告をした場合は、その内容が優先的に反映されます。そのため、給与支払者や年金支払者に扶養親族等の申告をした場合でも、確定申告書や住民税申告書に記載がない場合には、扶養親族等の各種控除は反映されませんのでご注意ください。

② 前年中の所得が給与所得のみの人でも給与支払報告書が提出されない人は、申告の必要があります。

③ 給与支払報告書が提出される人でも、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、自己又は家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする人は、そのための申告書を提出してください。

④ 確定申告を要しない場合でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金等の源泉徴収票の内容（公的年金から差し引かれた介護保険料などの社会保険料）以外に、各種控除の追加がある方は市・県民税の申告が必要です。控除の適用にあっては、申告がない場合、年金保険者からの公的年金支払報告書（源泉徴収票と同じ）の内容で市・県民税を算定することとなります。

⑤ 15歳以下の扶養親族に対する控除（年少扶養控除）は廃止されましたが、扶養人数等から算定する住民税非課税の判定などに必要となるため申告が必要です。なお、確定申告や給与所得の年末調整で申告済みの場合は、それを元に市・県民税は計算されます。

⑥ その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が 400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

（7） 確定申告した場合の住民税への反映

① 確定申告をした場合、確定申告のデータは税務署を経由して情報を連携しますので、改めて、住民税申告をする必要はありません。なお、住民税への反映には1～2カ月かかります。

② 株式等の申告不要制度を選択する場合には、明石市から納税通知書が送達される前に別途住民税申告が必要となります。

【注】税務署で確定申告後、すぐに課税（非課税）証明書を取得したい場合は、税務署の受領印がある控えを市民税課にお持ちいただければ発行が可能です。

（8） 普通徴収分の社会保険料

普通徴収（納付書または口座振替）により徴収された社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの保険料）については、実際に納付した方が特定できないため、確定申告や住民税申告を行う必要があります。

12 ふるさと納税（寄附金税額控除）

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村への「寄附」のことをいいます。

ふるさと納税をした場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請することで住民税からふるさと納税額の一部、また、確定申告をすることで所得税と住民税からふるさと納税額の一部が控除されます。

控除される額は、原則として自己負担額の 2,000円を除いた全額となりますが、ふるさと納税をした年の所得状況などによって、自己負担額が 2,000円で済むふるさと納税の上限額が異なります。

【注】 ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告を必要としない給与所得者が、ふるさと納税をした団体に申告特例申請書を提出することで確定申告や住民税申告を省略することができる特例です。

ただし、次の場合はワンストップ特例制度が適用されませんので、ご自身でふるさと納税に係る寄附金を確定申告または住民税申告にて申告する必要があります。

・確定申告または市・県民税申告をした場合

・6団体以上にワンストップ特例を申請した場合

・寄附翌年の1月1日の住所地が変更しているにもかかわらず、申請事項変更の届出がされていない場合

（1） 控除額

① ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した場合

控除額	計算式
基本控除額	（ア）（寄附金額の合計額−2,000円）×6%（市民税） （イ）（寄附金額の合計額−2,000円）×4%（県民税） ※寄附金額の合計額は総所得金額等の 30%が限度
特例控除額	（ウ）（寄附金額の合計額−2,000円）×割合〈表 1〉×60%（市民税） （エ）（寄附金額の合計額−2,000円）×割合〈表 1〉×40%（県民税） ※（所得割額−調整控除額）×20%が限度
申告特例控除額	（オ） 特例控除額×割合〈表2〉×60%（市民税） （カ） 特例控除額×割合〈表2〉×40%（県民税）

（ア）と（ウ）と（オ）の合計額が市民税から、（イ）と（エ）と（カ）の合計額が県民税からそれぞれ控除されます。

② 確定申告をした場合

控除額	計算式
基本控除額	（ア）（寄附金額の合計額−2,000円）×6%（市民税） （イ）（寄附金額の合計額−2,000円）×4%（県民税） ※寄附金額の合計額は総所得金額等の 30%が限度
特例控除額	（ウ）（寄附金額の合計額−2,000円）×割合〈表 1〉×60%（市民税） （エ）（寄附金額の合計額−2,000円）×割合〈表 1〉×40%（県民税） ※（所得割額−調整控除額）×20%が限度
所得税控除額	（オ）（寄附金額の合計額−2,000円）×所得税率×1.021（復興所得税率）

（ア）と（ウ）の合計額が市民税から、（イ）と（エ）の合計額が県民税から、（オ）が所得税から控除されます。

〈表 1〉※課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合

課税所得金額−人的控除額の差	割合
0 円未満※	100分の90
0円 ～ 1,950,000円	100分の84.895
1,950,001円 ～ 3,300,000円	100分の79.79
3,300,001円 ～ 6,950,000円	100分の69.58
6,950,001円 ～ 9,000,000円	100分の66.517
9,000,001円 ～ 18,000,000円	100分の56.307
18,000,001円 ～ 40,000,000円	100分の49.16
40,000,001円 ～	100分の44.055

〈表 2〉

課税所得金額−人的控除額の差	割合
～ 1,950,000円	84.895 分の5.105
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79 分の10.21
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58 分の20.42
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517 分の23.483
9,000,001円 ～	56.307 分の33.693

（2） 自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した場合の上限額は以下の計算方法となります。なお、確定申告および住民税申告をした場合は、実際の上限額と異なる場合があります。なお、分離所得・繰越損失・住宅借入金等特別控除などの税額控除がある場合は、この計算方法で求めることはできません。

（負担 2,000円のふるさと納税上限額X−2,000円）×割合〈表〉＝（所得割額−調整控除額）×20%

ここから上限額 X を求める式に直すと、次の計算式により上限額を求めることができます。
X＝（所得割額−調整控除額）×20%÷割合〈表 1〉+2,000円

≪計算例≫自己負担額が 2,000円で済むふるさと納税の上限額の計算

<家族構成等>

夫　（年齢は関係なし）
　給与収入 7,000,000円
　社会保険料 700,000円
妻　70歳未満・収入なし
長女　大学生 20歳・収入なし
長男　高校生 17歳

<計算手順>

① 給与所得を計算します。 ⇒ （7,000,000円×90%）−1,100,000円=5,200,000円
（5ページ参照）
② 所得金額が、均等割・所得割の発生する金額になるかを確認します。（2ページ参照）
・ 均等割が発生する1,710,000円を超えるため、均等割・森林環境税（国税）の課税が確定
A 市民税 3,000円+県民税 1,800円+森林環境税（国税） 1,000円
・ 所得割が発生する 1,820,000円を超えるため、所得割の課税計算へ（以下へ続く）
③ 所得控除額を計算します。
（控除金額の計算方法については各控除項目（8ページ）を参照してください）

社会保険料控除	700,000円
配偶者控除（70 歳未満の金額）	330,000円
扶養控除（長女・長男）	780,000円
基礎控除	430,000円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒2,240,000円
④ 課税所得金額を計算します。①−③= 2,960,000円(千円未満切捨て) （3ページ参照）
⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%（市民税 6%+県民税 4%）（3ページ参照）
B 市民税 177,600円+県民税 118,400円
⑥ 税額控除を計算します。（12ページ参照）
・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円超（2,960,000円）
｛50,000円（基礎控除）+280,000円（配偶者控除と扶養控除の差額の合計）−
（2,960,000−2,000,000円）｝×5%
⇒｛ ｝内がマイナスのため、控除下限額を採用→2,500円（市民税 1,500円+県民税 1,000円）
そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計は、
C 市民税 1,500円+県民税 1,000円
⑦ 住民税額を計算します。（3ページ参照） A+B−C=299,300円
⑧ 自己負担額が 2,000円で済むふるさと納税の上限額を計算します。（29ページ参照）
割合： 課税所得金額（2,960,000円）−人的控除額の差（330,000円）=2,630,000円
表 1 より 79.79%

<計算結果>

（X−2,000円）×79.79%=（B−C）×20%

X=293,500円×20%÷79.79%+2,000円
X ≒ 75,500円
自己負担額が 2,000円で済むふるさと納税の上限額=75,500円

13 株式等の配当等所得・譲渡所得等について

(1) 株式等の配当等所得

株式等の配当等所得とは、株式の配当金や公募株式投資信託の収益分配金などの所得をいいます。

(2) 株式等の配当等所得の課税について

個人が法人などから受け取る株式等の配当等は、配当等にかかる所得として他の所得（給与所得や不動産所得など）とあわせて、総合課税の扱いとして課税される一方、上場株式等の配当等所得については特例として、配当等が支払われる際に「道府県民税配当割」が他の所得と分離して特別徴収で課税され納税が完了するため上場株式等の配当等所得を申告する必要はありません（申告不要制度）。ただし、各種所得控除等の適用を受けるために、総合課税または申告分離課税を選択して申告することもできます。

【注】申告された上場株式等の配当等所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、住民税の非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので注意してください。

(3) 株式等の譲渡所得等

株式等の譲渡所得等とは、株式等を譲渡した（売った）ときに得た金額に関わる所得をいいます。

なお、株式等の譲渡による所得は、通常の場合は譲渡所得、営利を目的として継続的に売買する場合は事業所得または雑所得に区分されますが、これらをまとめて「譲渡所得等」といいます。

(4) 株式等の譲渡所得等の課税について

個人が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する所得割は、他の所得と分離して課税され、源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）内の上場株式等の譲渡所得等に対しては、「道府県民税株式等譲渡所得割」が特別徴収で課税され納税が完了するため、上場株式等の譲渡所得等を申告する必要はありません。ただし、各種所得控除等の適用を受けるために申告分離課税で申告することもできます。

【注】申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、住民税の非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので注意してください。

(5) 配当等所得・株式等の譲渡所得等の申告・課税方式について

配当等所得や株式等の譲渡所得等は、申告する際に課税方式を選択することができるものがあります。

【配当等所得の課税方式】

配当等所得	所得税における課税方式	住民税における課税方式	住民税における総所得への算入	国民健康保険税等への影響の可能性	株式等配当割の適用	配当控除の適用
上場株式の配当所得（大口株主に該当しない場合）	①申告不要	申告不要	含めない	なし	なし	なし
	②申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり	なし
	③総合課税	総合課税	含める	あり	あり	あり

大口株主分及び一般株式等（少額配当に該当しない場合）	総合課税	総合課税	含める	あり	なし	あり
	所得税もしくは住民税の申告が必要です。					

【注】一般株式等の少額配当の申告について

法人などから受け取る配当のうち、一般株式等の少額配当について、所得税では確定申告をしないことが選択できますが、住民税では少額配当であっても、全ての配当等が課税の対象となりますので、申告が必要となります。なお、所得税の確定申告をされる方は、確定申告書第二表「住民税に関する事項」欄の「非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額」欄に記載されることで住民税の申告ができます。

【上場株式等の譲渡所得等の課税方式】

配当等所得	所得税における課税方式	住民税における課税方式	住民税における総所得への算入	国民健康保険税等への影響の可能性	株式等配当割の適用
特定口座（源泉徴収を選択したもの）	①申告不要	申告不要	含めない	なし	なし
	②申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり
上以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	なし
	所得税もしくは住民税の申告が必要です。				

（6） 上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の課税方式の選択について

令和4年度の税制改正により、上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）について、令和6年度の住民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、所得税と住民税で課税方式を一致させる改正が行われました。

この改正により、所得税で確定申告（総合課税または分離課税）を行った場合は住民税においても総合課税または分離課税で申告したこととなり、また、所得税で申告不要を選択した場合は住民税でも申告不要を選択したこととなります。

14 令和8年度から適用された主な改正内容

（1） 各控除の要件・控除額等の改正一覧

① 改正前の各控除の要件・控除額等

項目	適用要件	控除額等
給与所得控除	給与収入 1,625,000 円以下	最低保障額:55万円 〔下記（2）参照〕
同一生計配偶者 （配偶者控除）	生計を一にする配偶者の合計所得金額48万円以下	0円～33万円
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額48万円超133万円以下	1万円～33万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額48万円以下	33万円～45万円
特定親族特別控除	なし	なし
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額75万円以下かつ不労所得10万円以下	26万円
家内労働者等の特例	家内労働者に該当するもの	最大55万円
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額48万円以下	30万円
雑損控除	自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る総所得金額等の合計額48万円以下	ー

② 改正後の各控除の要件・控除額等

項目	適用要件	控除額等
給与所得控除	給与収入 1,900,000 円以下	最低保障額:65万円 〔下記（2）参照〕
同一生計配偶者 （配偶者控除）	生計を一にする配偶者の合計所得金額58万円以下	0円～33万円
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額58万円超133万円以下	1万円～33万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額58万円以下	33万円～45万円
特定親族特別控除	19歳以上23歳未満の扶養親族の合計所得金額58万円超123万円以下	3万円～45万円 （下記 4 参照）
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額85万円以下かつ勤労に基づく所得以外が10万円以下	26万円
家内労働者等の特例	家内労働者に該当するもの	最大65万円
ひとり親控除	ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額58万円以下	30万円
雑損控除	自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る総所得金額等の合計額 58 万円以下	ー

（2） 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得金額を計算する際の給与収入金額から差し引かれる給与所得控除の最低保障額が、55 万円から 65 万円に10万円引き上げられます。

【改正前と改正後の比較】

給与等の収入金額	改正前の給与所得控除額	改正後の給与所得控除額
162 万 5 千円以下	55万円	65万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	給与等の収入金額×40%-10万円	

180 万円超 190 万円以下	給与等の収入金額×30%+8万円	
190 万円超 360 万円以下		改正なし
360 万円超 660 万円以下	給与等の収入金額×20%+44万円	
660 万円超 850 万円以下	給与等の収入金額×10%+110万円	
850 万円超	195万円（上限）	

(注)660万円未満の場合の実際の給与所得控除額は、所得税法別表５の表によって求めた額となります。

（3） 配偶者控除及び扶養控除適用の所得要件の緩和

配偶者控除及び扶養控除を適用するための被扶養者の所得要件が、合計所得金額48万円以下から58万円以下に緩和されます。

（4） 特定親族特別控除の新設

19歳以上23歳未満の者の内、合計所得金額が58万円を超え、扶養控除を適用できない者についても段階的に控除を受けられるようになります。適用される控除額は以下の表を参照してください。

※あくまで一部控除を認めるものであり、扶養人数には含まれません

【親族等の合計所得金額別の特定扶養親族特別控除額】

親族等の合計所得金額	特定親族特別控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

（5） 勤労学生控除適用の所得要件の緩和

勤労学生控除を適用するための所得要件が、合計所得金額75万円以下から85万円以下に緩和されます。

（6） 家内労働者等の特例による控除額の引き上げ

家内労働者等の特例の適用により、収入から差し引かれる控除額が最大55万円から最大65万円に引き上げられます。

（7） ひとり親控除適用の所得要件の緩和

ひとり親控除を適用するための生計を一にする子の所得要件が、総所得金額等の合計額48万円以下から58万円以下に緩和されます。

（8） 雑損控除適用の所得要件の緩和

雑損控除の適用を認められる自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る所得要件が、総所得金額等の合計額48万円以下から58万円以下に緩和されます。

（9） 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除）の拡充の延長

・子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せの延長

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯)または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)の借入限度額の上乗せが、令和7年12月31日入居分まで延長されます。

・新築住宅の床面積要件の緩和措置の延長

合計所得金額 1,000 万円以下の方に対して、新築住宅の場合の床面積要件を50平方メートル以上から40平方メートル以上とする緩和措置が、令和7年12月31日入居分まで延長されます。

15 よくある質問と回答

【普通徴収の納税通知書が送られてこない場合について】

Q1101 納税通知書が自宅へ送られてこないのは、なぜでしょうか？

A1101 市民税・県民税が課税される方へは毎年6月中旬に納税通知書をお送りしていますが、前年中の所得額が一定額以下で市民税・県民税が課税されない方へは納税通知書はお送りしていません。確定申告書や給与支払報告書等提出が遅れている場合には、7月以降に納税通知書をお送りする場合があります。

Q1102 前年中に給与収入があっても、市民税・県民税が課税されないとはどのような場合でしょうか？

A1102 前年中の給与収入が110万円以下（令和6年中以前は100万円以下）であれば、市民税・県民税は課税されません。扶養している方がいる場合、納税義務者が生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合や障害者・寡婦・ひとり親・未成年者に該当する場合は、110万円（令和6年中以前は100万円）を超える収入があっても非課税基準に該当すれば課税されません。

【普通徴収の納税通知書が送られてきた場合について】

Q1201 今年3月に住所が変わったのですが、今年度の市民税・県民税の取り扱いはどうなりますか？

A1201 市民税・県民税は、毎年1月1日現在に住んでいる市町村でその年度分が課税されます。したがって、1月2日以降に新しい市町村に引越しされても、その年の市民税・県民税は1月1日現在に住んでいた市区町村で課税されることになり、新しい市区町村で課税されるのは、次の年度からになります。

Q1202 亡くなった納税義務者宛に届いていた納税通知書について、支払わなければならないのでしょうか？

A1202 納税義務者であるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在で判断します。具体的には、1月1日以前に死亡された方は納税義務が生じませんが、1月2日以降に死亡された場合、その年度分の納税義務はその時点で消滅するのではなく、その方の相続人に承継され、納めていただくこととなります。

Q1203 前年中に退職して現在無収入ですが、なぜ、今年度の市民税・県民税を納付する必要があるのでしょうか？

A1203 市民税・県民税は前年の1月から12月の収入に対して課税されます。したがって、前年1月から退職されるまでに一定以上の収入があった方は、今年度市民税・県民税が課税されます。なお、失業等により所得が著しく減少し、納税が困難になった方を対象に、市民税・県民税を減免する制度があります。

Q1204 毎月の給与から市民税・県民税が特別徴収（給与天引き）されていましたが、退職した後の納付はどうなるのでしょうか？

A1204 退職日以降の特別徴収（給与天引き）予定額は、退職時に一括して事業所経由で納めていただくか、あるいは普通徴収（個人納付）になります。いずれの場合も、事業所から異動届出書が市民税課に届き次第、処理を開始します。なお、普通徴収（個人納付）に切り替わった方は、処理した月の翌月中旬に納税通知書をお送りします。

Q1205 前年度に比べて、市民税・県民税額が増額している理由がわからないのですが？

A1205 税額は市民税課が収集した資料（給与支払報告書や確定申告書等）を基に計算されますが、税額が増加した原因としては、前年に比べて、収入が増加したこと、または所得控除額や税額控除額が減少したことが考えられます。

Q1206 市民税・県民税の減免制度について知りたいのですが？

A1206 失業等により所得が著しく減少し、納税が困難になった人を対象に市民税・県民税を減免する制度があります。詳しくは「市民税・県民税のしおり」をご参照ください。なお、減免申請には期限がありますので、ご注意ください。

Q1207 減免申請する前に市民税・県民税の納期が到来するのですが、納めないといけませんか？

A1207 減免申請による減免額は原則到来していない納期から減額分を調整することになりますので、減免申請が決定されるまでは納期内での納付をお願いしております。なお、納めていただいた税額が減免の対象額となる場合は、納付後であっても還付対象となります。

Q1208 納税通知書封筒に複数枚の納付書が同封されていますが、どのように納付するのでしょうか？

A1208 一括でお支払い頂ける納付書と納期限ごとに分かれた納付書を同封しています。一括納付は全期分(1期から4期の合計額)の納付書で、期別納付は1期・2期・3期・4期の各期の納付書ですので、一括納付または期別納付のどちらかで納めてください。なお、7月以降にお送りする納税通知書に一括用の納付書は同封しません。

Q1209 今年になって再就職しましたが、特別徴収（給与天引き）を開始してもらえますか？

A1209 現在新しい事業所に就職または再就職され、特別徴収（給与天引き）をご希望の方は納税通知書を持参のうえ事業所の給与事務担当者の方へご相談ください。事業所から切替申請書が市民税課に届きましたら、市民税・県民税を特別徴収（給与天引き）するよう変更します。なお、納期限が過ぎている税額は切り替えることができません。

Q1210 以前より同事業所で勤めていますが、市民税・県民税がなぜ特別徴収（給与天引き）にならなかったのでしょうか？

A1210 給与の支払いが不定期、給与が少額であるなど特別徴収（給与天引き）できない可能性がある場合には、事業者から普通徴収（個人納付）の対象者として報告いただく場合があります。この場合はご本人へ納税通知書を送付していますが、特別徴収（給与天引き）への切り替えを希望される場合は特別徴収（給与天引き）が可能であるかを事業所へご相談ください。

Q1211 給与からの特別徴収または公的年金からの特別徴収中であるのに納税通知書が届いた理由は？

A1211 給与所得や公的年金所得以外に、事業所得や他の所得が有る場合、給与所得や公的年金所得以外にかかる分の市民税・県民税額を普通徴収（個人納付）として納めていただく場合があります。また、公的年金収入のみの方でも、公的年金からの特別徴収（年金天引き）と普通徴収（個人納付）と別々の方法で納めていただく場合があります。

Q1212 前年のアルバイト収入に対して税金はどうなりますか？

A1212 所得税は所得額より控除額が大きければ非課税になりますが、市民税・県民税は所得控除額が所得税より小さいために所得割がかかる場合があり、一定額以上の所得があれば均等割も課税されます。所得税では収入金額が160万円以下（令和6年中以前は103万円以下）、市民税・県民税では110万円以下（令和6年中以前は100万円以下）なら課税されません。

Q1213 明石市に住民登録をしていない給与所得者が明石市で市民税・県民税を課税される場合はありますか？

A1213 市民税・県民税は、1月1日現在に住所のある市区町村で課税されます。住所とは「生活の本拠地」を指し、一般的には住民登録のある住所で課税されますが、他の市区町村に住民登録を残したまま明石市で生活を営まれている場合は、実際に居住している明石市が「生活の本拠地」であり、そこに住所があるものとして、課税される場合があります。なお、住民登録のある自治体へは課税済である旨の通知を行います。

Q1214 納税通知書を紛失しましたが、どうすればよいでしょうか？

A1214 納税通知書は再発行を行っていませんが、納付書は再発行できます。所得や課税内容を証明する書類が必要な場合、「所得（課税）証明書」（有料）で納税通知書に記載されている項目の証明ができます。納付書の再発行を希望される場合は、納税課（078-918-5016）までご連絡ください。

Q1215 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方を知りたいのですが？

A1215 詳しくは「特別徴収税額決定・変更通知書（納税義務者用）の見方」をご参照ください。

Q1216 サラリーマンで市民税・県民税を特別徴収（給与天引き）中ですが、昨年からの不動産所得に対する税金はどのように納めるのでしょうか？

A1216 給与や公的年金等所得以外の不動産所得のような副収入の所得分の市民税・県民税は、確定申告書「住民税に関する事項」欄で特別徴収（給与天引き）にするか、自分で納めるかを選択できます。この選択がない場合は、原則としてすべて特別徴収（給与天引き）となります。給与とは別に自分で納付をご希望される方は、ご注意ください。

Q1217 市民税・県民税を特別徴収（給料天引き）されていますが、アルバイト収入の税金を自分で納付しても良いでしょうか？

A1217 アルバイト収入にかかる税額も特別徴収（給料天引き）の対象になりますので自分で納付することはできません。なお、特別徴収税額決定・変更通知書の所得額や所得控除額の欄は圧着加工して秘匿処理しているため、その内容を経理担当者が確認することはできない状態となっています。

Q1218 納税義務者が亡くなりましたが、市民税・県民税に関して行わなければならない手続きはありますか？

A1218 亡くなられた方の市民税・県民税の納税義務は、相続人に承継されることになりますので、相続人の中から納税通知書等を受け取る代表者をお決めいただき、「相続人代表者指定（変更）届出書」をご提出ください。手続きの詳細については、「納税義務者が亡くなられた場合の市民税・県民税について」をご参照ください。

【市民税・県民税の税額算定及び納付に関連する内容について】

Q1301 市民税・県民税の納め方について教えてもらえますか？

A1301 以下の3通りです。

◎給与からの特別徴収（給与天引き）
6月～翌年5月まで毎月、事業主が給与から差し引いて市役所へ納める

◎公的年金からの特別徴収（年金天引き）
4月～翌年2月まで2か月ごとに、年金支払者が公的年金から天引きして市役所に納める

◎普通徴収（個人納付）
市役所からお送りする納税通知書で金融機関やコンビニエンスストア、電子決済等で納める

Q1302 市民税・県民税の額は住んでいる市区町村によって違うのでしょうか？

A1302 基本的には同じですが、異なる場合があります。市民税・県民税は、均等割と所得割からなっています。均等割は税金を負担する能力のある人全てが均等の税額を納め、一部の市町村を除き全国ほとんどすべての市町村で同じ金額です。所得割は所得に応じて納める額が異なりますが、計算方法はほとんどの市区町村で変わりありません。

Q1303 婚姻や離婚に伴って、市民税・県民税での行うべき手続はありますか？

A1303 特に手続は必要ありません。旧姓で送付した納税通知書がある場合も、そのまま納めていただいて差しつかえありません。なお、今年の年末調整時又は翌年の確定申告時に、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除、ひとり親控除、寡婦控除について申告できる場合があります。

Q1304 結婚して配偶者の扶養親族になっていても市民税・県民税はかかるのでしょうか？

A1304 市民税・県民税は前年中の合計所得金額に対して課税されますので、現在結婚して配偶者の扶養親族になっていても、前年中の合計所得金額が45万円を超えている場合は課税されます。なお、配偶者控除の対象になれるかどうかは前年の12月31日を基準に判定されます。

Q1305 市民税・県民税のかからない種類の所得はありますか？

A1305 雇用保険による失業手当、傷病手当、遺族年金、障害年金などは非課税所得とされていますので、市民税・県民税は課税されません。

Q1306 収入金額と所得金額は同じ意味ではないのでしょうか？

A1306 収入金額と所得金額は違うものを表しています。収入金額は自営業の方にとっての売上金額のことです。所得金額は、収入金額からその収入を得るためにかかった費用を差し引いたものです。つまり、所得金額＝収入金額−必要経費となります。給与所得者と年金受給者は必要経費に変わるものとして、収入金額に応じて、それぞれ給与所得控除額、公的年金等控除額が定められています。

Q1307 所得税は年末調整できるのに、市民税・県民税はできないのでしょうか？

A1307 所得税は、概算で計算した税額を毎月の給料から差し引きし、1年間の給料の総額が決まった段階で、毎月の給料から差し引いた概算の所得税額の合計と、実際の1年間の給料の総額から計算した所得税とを年末調整することになります。なお、市民税・県民税の場合は、前年中の所得等が確定したのちに税額計算していますので精算の必要がないために、「年末調整」はありません。

Q1308 市民税・県民税と所得税の違いは何でしょうか？

A1308 市民税・県民税と所得税はともに所得に対して課される税ですが主に次のような点で異なっています。課税される所得では、所得税はその年の所得に対して課税し、市民税・県民税は前年中の所得に対して課税するものです。市民税・県民税は均等割の制度があるほか、所得控除額が所得税よりも市民税・県民税の方が低く設定されております。

◎市民税・県民税（住民税）

・市区町村・都道府県に納める税金
・前年の所得に基づき翌年に課税
・給与所得の方や年金所得の方は給与や公的年金から市民税・県民税が天引きされる（特別徴収）
・事業所得などの方は自分で納付（普通徴収）
・税率は市民税 6%+県民税 4%＝10%

◎所得税

・国に納める税金
・その年の所得に対して課税
・給与所得の方や年金所得の方は給与や公的年金から所得税が源泉徴収され、年末調整や確定申告で精算を行う
・事業所得などの方は確定申告書を税務署に提出のうえ税額を納める
・7段階の累進課税（5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%）

Q1309 総所得金額等と合計所得金額は同じ意味なのでしょうか？

A1309 合計所得金額と総所得金額等は異なるものを表しています。合計所得金額とは、分離して課税される所得も含んだ所得金額をすべて足し合わせたものを表しています。総所得金額等とは、合計所得金額から各繰越控除を適用したものを表しています。

Q1310 市民税・県民税の扶養控除の対象となる所得額は？

A1310 扶養控除の対象となるのは、前年中の合計所得金額が58万円以下（令和6年中以前は48万円以下）の方です。

◎給与収入のみの場合

収入金額が123万円以下（令和6年中以前は103万円以下）の方

◎公的年金収入のみの場合

（1）前年12月31日現65歳未満であれば収入金額が118万円以下（令6年中以前は108万円以下）の方

（2）前年12月31日現在65歳以上であれば収入金額が168万円以下（令和6年中以前は158万円以下）の方

Q1311 「税法上の扶養」と「社会保険上の扶養」の範囲内の収入に差異はあるのでしょうか？

A1311 「税法上の扶養」は被扶養者の前年中の合計所得金額が58万円以内（令和6年中以前は48万円以内）であれば、扶養する方が年末調整や所得税や市民税・県民税等の所得控除を申告することで、税負担が軽減できるものです。なお、前年収入が給与のみの場合、123万円以内（令和6年中以前は103万円以内）であれば税法上の扶養に入ることができます。「社会保険上の扶養」は被扶養者の収入が給与のみの場合、130万円未満（60歳以上または一定の障害のある人は180万円未満、19歳以上23歳未満の人は令和7年10月1日から150万円未満）であれば認定を受けられ、扶養されている方の社会保険制度の適用を受けることができるものです。社会保険上の扶養要件等は健康保険組合等にご確認ください。

Q1312 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除について教えてもらえますか？

A1312 上場株式等に係る配当所得・源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等譲渡所得については、所得税の源泉徴収に合わせて住民税も特別徴収されています（所得税 15%、住民税 5%）。確定申告をしないで源泉徴収で済ませる確定申告不要制度を選択し、これらの所得を申告しないことも可能です。申告することを選択された場合、所得割の課税標準に含めて計算し、所得割額から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。所得割額から控除し切れなかった金額（控除不足額）がある場合は、均等割へ充当します。その後、その他未納の地方団体の徴収金に充当し、それでもなお充当することができなかった金額がある場合は、その金額を還付します。なお、申告された場合は合計所得金額に含まれ、扶養控除の適用可否を決める所得金額に反映されます。また、各種保険料等の算定基準に影響する場合があります。地方税法で申告期限があることが規定されていますので、ご注意ください。

【公的年金からの特別徴収について】

Q1401 どのような場合に公的年金から市民税・県民税を特別徴収されるのでしょうか？

A1401 対象は、次の全てに当てはまる方です。

(1)公的年金等を受給されている満65歳以上の人（4月1日現在）

(2)公的年金等にかかる所得に対して市民税・県民税がかかる人

(3)年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている人

(4)明石市の介護保険料が年金からの引き落とし対象とされている人（4月1日現在）

※ただし、公的年金等にかかる税額が老齢基礎年金の額を超える方などは年金特別徴収の対象とはなりません。

公的年金等に係る市民税・県民税について年金支給月である偶数月に年金から特別徴収します。

前年度から引き続き年金特別徴収を継続する年度は、4月・6月・8月に前年度の年金所得に係る税額の2分1の額の3分の1ずつを仮徴収し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額の合計を差し引いた残りの税額3分の1ずつを天引きします。

Q1402 なぜ、公的年金からの特別徴収が行われるのでしょうか？

A1402 高齢化の進行に伴い納税者の利便性向上のため、平成20年に地方税法が改正されたことによるものです。金融機関等に出向く必要がなくなり、納め忘れがなくなるほか、普通徴収（個人納付）に比べ納付回数が年4回から6回になり、1回あたりの負担感が軽減されます。

Q1403 公的年金からの市民税・県民税について特別徴収を中止してもらうことはできますか？

A1403 公的年金等の所得に係る市民税・県民税は、公的年金等から特別徴収するものとされているため、本人の意思による納付方法の選択はできません。

Q1404 昨年65歳になった公的年金からの特別徴収の対象者ですが、納付書も送られてきたのはなぜでしょうか？

A1404 新たに公的年金からの特別徴収となる年度は、公的年金等に係る年税額の半分を納付書または口座振替で納めていただき、残りの半分は10月、12月、2月の年金から天引きされます。

Q1405 6月中旬に送付されてくる年金振込通知書と納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額に差異があるのはなぜでしょうか？

A1405 年金振込通知書に記載されている特別徴収税額は、日本年金機構の事務処理の都合上、明石市が数か月前に日本年金機構に通知した税額が参考のために記載されています。明石市から送付した納税通知書の内容が正式な特別徴収税額となります。

Q1406 給与から特別徴収されているにもかかわらず、公的年金からも特別徴収されるのはなぜでしょうか？

A1406 地方税法の規定により給与所得がある場合には、その給与所得から算出された税額を給与から特別徴収（給与天引き）しなければならないこと及び65歳以上の年金受給者で年金特別徴収の要件に該当する場合には、年金所得から算出された税額を公的年金から特別徴収しなければならないことが定められています。よって給与と年金の両方がある場合には、両方から特別徴収が行われる場合があります。なお、年金所得から算出された税額を給与からの特別徴収とすることはできません。

Q1407 仮徴収期間中の4月・6月・8月の年金特別徴収税額と本徴収期間中の10月・12月・2月の年金特別徴収税額に大きな金額差があるのはなぜでしょうか？

A1407

◎仮徴収（4月・6月・8月）は、前年度の年金所得に係る税額の2分の1の額を3分の1ずつにして徴収します。

◎本徴収（10月・12月・2月）は、年税額から仮徴収額を差し引いた額を3分の１ずつにして徴収します。

前々年と比べて、前年の収入が増減したり、前年の控除額医療費控除・社会保険料控除・扶養控除等が増減すると、年税額が前年度の税額と比べて増減します。税額が増減した場合、本徴収（10月・12月・2月）で調整するため、仮徴収と本徴収に差が生じます。

Q1408 公的年金からの特別徴収が年度途中に中止となる場合はありますか？

A1408 主に、下記の理由に該当した場合は、公的年金からの特別徴収が中止となります。なお、残りの税額は市からお送りする納税通知書により普通徴収（個人納付）で納付することになります。

・納税義務者が転出または死亡した
・介護保険料の特別徴収が中止となった
・特別徴収の対象年金を受給しないことになった
・税額が増えたため、公的年金から引ききれない
・税額が減ったため、年度途中で年間の税額を天引きし終えた

Q1409 年度途中に公的年金からの特別徴収が中止となった場合、特別徴収の再開はいつからになりますか？

A1409 原則、翌年の4月時点で公的年金からの特別徴収の要件を満たしていれば、翌年10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。よって普通徴収（個人納付）によって納付すべき税額は、中止された年の市民税・県民税に残額がある場合及び翌年の税額が発生する場合の前半分（4月・6月・8月）です。

Q1410 公的年金から特別徴収されていた年金受給者本人が亡くなりましたが、今後の納め方はどうなるのでしょうか？

A1410 お亡くなりになられた時期に合わせて、公的年金からの特別徴収は停止されます。後日、まだ納付されていない税額の調整等を行ったうえで相続人代表者へ納税通知書を送付します。納税通知書を受け取られる相続人代表者が決まっている場合は、お早めに市民税課へ「相続人代表者指定届出書」を提出してください。

Q1411 公的年金からの特別徴収の対象者に、納付書が送られてくるケースを知りたいのですが？

A1411 納付書をお送りする主な例としては、下記のとおりです。

・前年度途中に特別徴収が中止となったことに伴い、10月年金支給分から特別徴収が再開されるため、年税額の半分を納付書で納める場合

・公的年金からの特別徴収の対象となる初年度は10月年金支給分から徴収が開始されるため、年税額の半分を納付書で納める場合

・公的年金以外の所得については公的年金からの特別徴収の対象にできないため、納付書で納める場合

【市民税・県民税の申告手続き・医療費控除等について】【医療費控除はQ1550～】

Q1501 市民税・県民税申告書は、どのように入手・提出できますか？

A1501 前年度に市民税・県民税申告書を提出された方へは、毎年2月上旬に市民税課より市民税・県民税申告書を発送しています。初めて提出される方は2月上旬に市民税課へご連絡いただければ申告用紙一式を郵送します。市民税課、大久保・魚住・二見の各市民センター窓口でも入手・提出が可能です。なお、市HPから申告書を作成することもできます。

Q1502 市民税・県民税申告書の書き方について知りたいのですが？

A1502 「市民税・県民税申告書の手引き」をご参照ください。

Q1503 市民税・県民税申告書が送られてきた理由を教えてもらえますか？

A1503 2月頃に送付している方は、昨年に申告書を提出された実績がある方です。なお、9月頃に送付している方は、昨年度に課税実績があるものの今年度に所得が確認できない方等です。

Q1504 前年中に収入がなかった場合、市民税・県民税の申告は必要でしょうか？

A1504 前年中に収入がなかった方は、市民税・県民税の申告義務はありません。ただし、所得に関する証明書（年金・福祉・公営住宅・教育・融資関係の申請のため必要となることがあります）を必要とされる方は、申告が必要となります。

Q1505 前年中は公的年金収入しかありませんでしたが、申告は必要でしょうか？

A1505 公的年金収入のみの場合、市民税・県民税の申告義務はありません（年金支払者から市へ年金支払報告書が提出されます）。ただし、本人該当控除や扶養控除の追加、年金から天引きされた社会保険料以外に支払った社会保険料、生命保険料、多額の医療費等各種控除がある場合、所得控除の申告をすることができます。納税通知書が送られてからでも申告できます。なお、400万円以下の公的年金収入のみであれば所得税の申告義務もありませんが、所得税が源泉徴収されている場合、税務署へ確定申告をすることで源泉所得税が還付される場合があります。

Q1506 市民税・県民税の申告をすべきかどうか、どのように判断すれば良いのでしょうか？

A1506 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（扶養控除、医療費控除等）を申告することにより市民税・県民税が低くなる場合は、申告する方が良いと判断できます。なお、源泉徴収票に記載されている収入・控除で、市民税・県民税が課税されない基準に該当する場合や、所得金額よりも所得控除額が大きいために所得割額が課税されない場合（均等割のみ課税）は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

Q1507 配偶者の公的年金から天引きされた社会保険料を私が申告しても良いでしょうか？

A1507 配偶者が支払った社会保険料に該当するため、あなたの社会保険料控除に含めることはできません。なお、配偶者の社会保険料を納付書や口座振替で支払った場合には、あなたの申告に際して所得控除に含めることができます。

Q1508 今年、障害者になった場合、市民税・県民税の障害者控除は受けられますか？

A1508 障害者控除の判定時期は前年12月31日の現況によるため、ご自身、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者になられた場合は、翌年度の市民税・県民税から障害者控除が受けられます。

Q1509 障害者手帳を持っていなくても税の障害者控除を受けることができますか？

A1509 納税義務者本人又は扶養されているご家族が、介護保険の要介護認定を受けられた65歳以上の人で、「ねたきり状態にある高齢者」か「認知症のある高齢者」等の状態にある場合、申請に基づき福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により税の控除を受けることができます。

Q1510 給与・年金所得以外の個人取引や副業、個人年金の所得が20万円以下の場合、申告が必要でしょうか？

A1510 所得税においては、給与・年金所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告書を提出する必要がないとされています。一方、市民税・県民税においては、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることになりますので、給与・年金所得以外の所得がある場合には、所得の多少にかかわらず申告していただく必要があります。（ただし、均等割非課税の方については申告義務はありません。）なお、確定申告書を提出する場合は、市民税・県民税の申告書の提出は必要ありません。

主な収入例は以下のとおりです。

・個人が行う事業でない程度（副業等）の報酬（原稿・作曲・デザイン・講演料等）
・個人取引（インターネットやフリーマーケット等）による生活用以外の資産（衣服・雑貨・家電等）の売買
・自家用車・個人の空き部屋などの資産の貸付け
・人的役務の提供（ベビーシッターや家庭教師等）
・インターネット広告で得た収益
・暗号資産の売却
・生命保険会社からの個人年金等

Q1511 特定配当や特定株式等譲渡所得の申告をすると、国民健康保険料等に影響はありますか？

A1511 上場株式の譲渡所得や配当所得を申告した場合（令和5年度課税分までは、納税(税額)決定通知書が送達される日までに申告した場合）、申告された所得は、「合計所得金額」に算入されます。「合計所得金額」は配偶者控除や扶養控除の判定する際の基準となり、申告されたことで扶養控除等の対象からはずれる場合等があります。所得金額を基礎に算定する介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険料が増額されるほか、医療機関窓口での自己負担割合が上がることもあります。

Q1512 所得税の確定申告書はどこで入手できますか？

A1512 確定申告書は、最寄りの税務署に置いてあります。また、国税庁のホームページから印刷することもできます。なお、全ての種類の申告様式は置いておりませんが、一般的な様式であれば市民税課にも置いております。

Q1513 税務署に確定（修正）申告をする予定ですが、明石市への申告は必要でしょうか？

A1513 確定申告は市民税・県民税の申告を兼ねていますので、市民税課へは提出不要です。確定申告後、市民税・県民税の税額（変更）の通知が送付されるまでに 2、3か月ほどかかります。変更後の所得（課税）証明書がお急ぎで必要な場合は、確定（修正）申告書の控えを持参し、市民税・県民税申告書に添付してください。

Q1514 給与所得の源泉徴収票が手元にない場合、申告はどうすれば良いでしょうか？

A1514 お勤め先等から源泉徴収票の交付を受けた後、紛失してしまった場合には、お勤め先等に再交付を依頼してください。源泉徴収票の交付を受けることができない方は、市民税・県民税の申告書裏面の「（1）賃金等」の欄に必ず内訳等を記載してください。

Q1515 源泉徴収票の発行または再発行の手続きを教えてもらえますか？

A1515 給与所得の源泉徴収票はあなたのお勤め先（以前お勤めしていた）が作成し、発行するものです。お勤め先へお問い合わせください。公的年金等の場合は、各種年金の支払者にお問い合わせください。

Q1516 市民税課が開設する申告臨時相談窓口の日程・場所を知りたいのですが？

A1516 毎年2月1日号の「広報あかし」に、臨時相談窓口の日程・場所を掲載しますのでご参照ください。

Q1517 市民税・県民税申告書の提出期限を過ぎても提出することはできますか？

A1517 提出期限後も、市民税課・各市民センター・郵送で随時に受付していますが、できるだけ早期に提出をお願いします。なお、提出時期が４月以降にずれ込んだ場合、納税通知書の発送に間に合わなくなったり、所得証明書の発行時期が遅くなるなどの影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

Q1518 申告書を受領した本人の代理人として、別世帯の親族が窓口相談に出向いてもよいでしょうか？

A1518 原則として申告者ご本人の来庁をお願いしていますが、入院・高齢・障害などの特別のご事情があってご来庁できない場合、代理人であるご親族がご本人からの委任状、申告書及び申告に必要な添付書類をご持参いただければ、相談窓口で申告書を代理で記入していただけます。

Q1519 給与・公的年金以外の所得に係る市民税・県民税を自分で納めたい場合どうすればよいでしょうか？

A1519 確定申告書では第2表の納付方法欄の「自分で納付」を選択してください。市民税・県民税申告書では表面の納付方法欄の「普通徴収」を選択してください。

Q1520 就労継続支援事業で得た収入を申告する場合に、所得はどのように算出されますか？

A1520 就労継続支援事業A型で得た収入は、雇用契約に基づきものであるため「給与収入」となり、給与所得控除が適用されます。就労継続支援事業B型で得た収入は、「その他雑収入」の扱いになりますが家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用することができます。

Q1521 提出する市民税・県民税申告書の写しを保管しておきたいのですが、どうすればよいでしょうか？

A1521 相談会場で受理した申告書をコピーし、お渡しすることができますので、その旨をご依頼ください。郵送で提出される場合は郵送用切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

Q1522 提出期限内に市民税・県民税申告書を提出しましたが、税額はいつ頃通知されますか？

A1522 普通徴収（個人納付）または公的年金からの特別徴収の場合は、毎年6月中旬に納税通知書を送付します。特別徴収（給与天引き）の場合は、毎年5月中旬に勤務先である事業所へ送付し、その後従業員へ交付されます。

Q1523 公的年金受給者に対して、年金支払者から「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」が送られてこない場合には、本人該当控除や扶養親族等の申告手続はどのようにすればよいでしょうか？

A1523 公的年金受給者のうち所得税の源泉徴収の対象となる人へは、年金支払者から「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」が送付されますが、源泉徴収の対象とならない人へは送付されませんので、所得税がかからない場合は市民税・県民税申告書を提出してください。

Q1524 公的年金受給者が一昨年10月頃に「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」を年金支払者に提出しましたが、記載した内容に変更（被扶養者の死亡、障害者控除の追加など）が生じた場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A1524 課税年度分の『公的年金等にかかる源泉徴収票』は課税年度の前々年10月頃に提出された「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」を基に作成されます。内容に変更がある場合は、市民税・県民税申告書または確定申告書にてその旨申告してください。なお、被扶養者の死亡された日が課税年度の前年中の場合は扶養控除の対象となりますので、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

Q1525 公的年金受給者が扶養控除対象者を追加・除外する市民税・県民税申告書を提出した場合、年金支払者からその翌年に送られてくる『公的年金等にかかる源泉徴収票』に申告した内容が反映されているのでしょうか？

A1525 市民税担当課が、市民税・県民税申告書に記載された内容を年金支払者へ報告する手続きはありませんので、反映されません。年金支払者から送付される「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」に改めて記載する必要があります。

Q1526 生命保険会社から個人年金を毎年受け取っていますが、申告する必要はありますか？

A1526 受け取った金額から必要経費を差し引いた金額を雑所得として申告する必要があります。なお確定申告書を提出する場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

Q1527 主たる給与以外に報酬を受け取っていますが、申告する必要はありますか？

A1527 所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要となっていますが、住民税は給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず申告する必要があります。なお、確定申告をする場合は市民税・県民税の申告をする必要はありません。

Q1528 所得控除を受ける場合（減額）の市民税・県民税申告は、いつまで遡ってすることができますか？

A1528 所得控除を受ける場合は、5 年間遡って申告することができます。
〔例：令和3年度課税分→原則、令和8年5月31日まで〕

Q1529 ふるさと納税で受け取った返礼品について申告する必要はありますか？

A1529 返礼品を受け取られた場合の経済的利益（返礼品の価格）は一時所得に該当するので、「返礼品の価格の合計額が年間50万円を超える場合」または「生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などその他の一時所得と合わせて年間50万円を超える場合」は申告が必要となります。なお、ふるさと納税の寄附金は寄附金控除の対象となるため、返礼品（収入）を得るための支出として扱われません。

Q1530 所得税と住民税が源泉徴収されている上場株式にかかる配当所得や株式譲渡所得は申告する必要はありますか？

A1530 証券会社から支払いを受ける段階で所得税と住民税が天引きされているので申告する必要はありませんが、各種所得控除等の適用を受けるために申告することもできます。なお、申告した場合にはほかの所得と合算されますので、住民税の均等割が課税されたり、扶養控除からはずれたり、社会保険料の負担が増えたり、医療機関での一部負担金の割合が上がったりする場合があります。また、これらの所得は申告期限を過ぎた場合には取り下げできません。

Q1531 収入（所得）がない場合でも生命・地震保険料控除の記載は必要でしょうか？

A1531 市民税・県民税は課税されないため、生命・地震保険料控除の記載は必要ありませんが、控除対象配偶者・扶養親族がいる場合や本人該当控除がある場合は、その旨を記載してください。

Q1532 公的年金受給者の市民税・県民税申告書において、誤りやすい事例はありますか？

A1532 よくお見受けするケースは以下のとおりです。

・公的年金収入欄に本人以外の親族分の公的年金収入額も合算して記入している
・公的年金源泉徴収票に控除対象配偶者、扶養親族、本人該当控除（障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除）の記載がありながら、申告書への記入が漏れている
・生命保険料控除証明書等の添付が漏れている
・社会保険料控除（後期高齢者医療・介護保険）の記入が漏れている

Q1550 医療費控除の申告で税金が戻ってくると聞いたのですが？

A1550 所得税が源泉徴収されている人や所得税の申告義務がある人は、確定申告をする必要があります。確定申告を必要としない人は、市民税・県民税の申告をしてください。その際、申告書に医療費控除の明細書を添付してください。所得税は現年課税であるため、すでに納めた所得税のうち一定の額が還付されますが、市民税・県民税は翌年課税であるため、翌年度の税額計算の際に、医療費控除が反映されます。

Q1551 医療費控除の明細書の書き方がわからないので、領収書を持参すれば代筆してもらえますか？

A1551 職員による代筆は行っていません。医療費控除の明細書裏面の記載例を参考にご記入ください。なお、医療費控除の明細書の添付がない場合には医療費控除は適用されませんので、ご注意ください。

Q1552 市民税・県民税が非課税の場合や均等割しか課税されていない場合でも、医療費控除の申告をした方がよいでしょうか？

A1552 いずれも市民税・県民税の所得割が課税されていないため、申告していただく必要はありません。

Q1553 前年中に支払った医療費の合計が10万円以下の場合は医療費控除の対象にならないのでしょうか？

A1553 前年中の総所得金額等が200万円に満たない方で、前年中に支払った医療費から保険金等で補填される金額を差し引いた金額の合計が総所得金額等の5%を超えている場合は医療費控除の対象となります。

Q1554 病院や薬局などの領収書は添付しなくてもよいのでしょうか？

A1554 「医療費控除の明細書」を添付していただくので、領収書を添付する必要はありませんが、自宅で５年間保管してください。

Q1555 都道府県や市町村、健康保険組合から届いた「医療費通知」は添付する必要はありますか？

A1555 「医療費控除の明細書」内の「1 医療費通知に関する事項」に記載される場合は添付が必要です。

Q1556 都道府県や市町村、健康保険組合から届いた医療費通知に11月分以降の医療費の記載がありませんが、どのように記載するのでしょうか？

A1556 「医療費通知」に記載されていない分については、領収書で計算した金額を「医療費控除の明細書」内の「2 医療費の明細」に記入してください。

Q1557 支払った医療費に対して、生命保険会社の給付金や健康保険組合からの高額療養費を受け取った場合はどうすれば良いでしょうか？

A1557 補てんされた金額として、支払った医療費から差し引く必要があります。

Q1558 介護保険制度の施設サービスを利用していますが、医療費控除の対象になるかどうかどのように確認すればよいでしょうか？

A1558 医療費控除の対象となる金額は「領収書」に記載されています。「領収書」の見方が分からない場合や記載がない場合は、「領収書」の発行元に直接お問い合わせください。

Q1559 通院や入院のための交通費は医療費控除の対象になりますか？

A1559 電車・バスなど公共交通機関を使ったときには、往復の交通費は医療費控除の対象になります。領収書は不要ですが、利用した日付や金額は正確に記入する必要があります。なおタクシー代は、原則として医療費控除の対象外ですが、電車・バスなど公共交通機関を使うことができない場合や、病気やけがで電車やバスの移動が難しい場合に限り、タクシー代も対象となります。また、自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象になりません。

Q1560 人間ドックなど健康診断のための費用は医療費控除の対象になりますか？

A1560 基本的には医療費控除の対象にはなりません。ただし、その人間ドックの結果、重大な病気が発見され、引き続きその病気の治療を要した場合は対象になります。

Q1561 病気で寝たきりの人のおむつ代は医療費控除の対象になりますか？

A1561 医師による治療を受けるため直接必要な費用であることが明らかにされたものについては、治療を行っている医師が発行した「おむつ使用証明書」がある場合は対象になります。「おむつ使用証明書」は、現に治療を行っている医師が作成し交付することとなっていますので、詳しくは医療機関にお尋ねください。なお、要介護認定を受けており、かつ一定の要件を満たしている方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する「介護保険主治医意見書内容確認証明書」を添付して申告することができます。

Q1562 はり・灸・マッサージ代は医療費控除の対象になりますか？

A1562 治療のためのものは対象になりますが、健康維持のためのものは対象になりません。

Q1563 薬局で市販されている風邪薬の購入費用は医療費控除の対象になりますか？

A1563 風邪の治療のために使用した一般的な医薬品の購入費は対象になります。医薬品名の記載されている「領収書（レシートも可）」を基に「医療費控除の明細書」に記入してください。

Q1564 入院時の差額ベッドの料金は医療費控除の対象になりますか？

A1564 医師の指示に基づいて個室を使用する必要のある場合や、病院の都合により相部屋が使えず、やむを得ず使用しなければならない場合は医療費控除の対象になります。

Q1565 歯並びを矯正するための費用は医療費控除の対象になりますか？

A1565 発育段階にある子どもの成長を阻害しないようにするために行う歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて社会通念上、必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になりますが、容ぼうを美化するなどのための費用は医療費控除の対象になりません。

Q1566 共働きの夫婦で妻の医療費を夫が負担した場合に、その医療費は誰の医療費控除の対象になりますか？

A1566 所得を有する親族のために支払った医療費であっても、その親族と生計を一にする人が支払った場合、実際にその医療費を支払った人の医療費控除の対象になります。

Q1567 12月に支払った入院費用を補てんするため生命保険会社から入院給付金が支給されますが、翌年 3月の申告時にその金額が確定していない場合に医療費控除はどのように計算すればよいでしょうか？

A1567 医療費を補てんする保険金等の額が医療費を支払った年分の申告をする時までに確定していない場合には、受け取る保険金等の額を見積もり、その見積額を支払った医療費から差し引きます。この場合、後日、その保険金等の確定額が見積額と異なってしまったときは、さかのぼって、その年分の医療費控除額を訂正しなければなりません。なお、国民健康保険等の高額療養費の金額が確定していない場合も、上記の生命保険給付の場合と同様の取り扱いとなります。

Q1568 入院中の患者の食事代や、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用や診断書の文書料は医療費控除の対象になりますか？

A1568 病院に対して支払う入院患者の食事代は入院費用の一部なので、医療費控除の対象になります。寝具や洗面具、文書料は医師等による診療を受けるため直接必要なものに当たらないので、医療費控除の対象になりません。なお、ご自身で別途購入したおやつ代等は対象になりません。

Q1569 インプラント治療は医療控除の対象となりますか？

A1569 医療費控除の対象となります。ただし、一般的な水準を著しく超えない部分の金額であることが条件となります。

Q1570 インフルエンザの予防接種費用は医療費控除の対象になりますか？

A1570 インフルエンザの予防接種は治療ではなく、病気予防のための費用であるため、医療費控除の対象にはなりません。なお、B型肝炎患者の介護に当たる親族が受けるB型肝炎ワクチン接種費用は医療費控除の対象になります。

Q1571 メガネやコンタクトレンズの購入費用やレーシック手術費用は医療費控除の対象になりますか？

A1571 近視、遠視、乱視の矯正を目的としたメガネやコンタクトレンズの購入費用は、医療費控除の対象になりません。弱視、斜視、白内障、緑内障等の疾病で、医師による治療の一環として使用するメガネの購入費用は、医療費控除の対象となります。レーシック手術は、医師による眼の視力回復のための治療であることから、医療費控除の対象となります。

Q1572 PCR 検査や抗原検査費用は医療費控除の対象になりますか？

A1572 医師等の判断により検査を受けた場合は、医療費控除の対象となります。自身が感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査などの費用は、医療費控除の対象となりません。ただし、検査の結果、陽性であることが判明し、引き続き治療を行った場合には医療費控除の対象となります。

Q1573 補聴器の購入は医療費控除の対象になりますか？

A1573 医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用で、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は医療費控除の対象となりますが、補聴器が診療等のために直接必要か否かについては、一般社団法人耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合によるものとされています。

Q1574 医療費控除を受けるための申告において、誤りやすい事例はありますか？

A1574 医療費控除の明細書が添付されずに医療費の領収書のみが添付されているケース、医療費控除の明細書に記載された医療費通知を添付されていないケース、健康保険や生命保険会社などから補てんを受けた金額を医療費控除の明細書に記載していないケースなどをお見受けします。

【（納税義務者様）市民税・県民税の税額控除について】

Q1601 自治体へ寄附をすると、寄附金税額控除が受けられると聞いたのですが？

A1601 前年中に支出した寄附金の合計が 2,000円を超える場合、寄附金控除が受けられます。ただし、所得税と異なり、市民税・県民税で寄附金控除が受けられるのは、以下の5つの寄附先に寄附をした場合です。なお、寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告または市民税・県民税の申告書に、寄附金の受領証明書等を添付する必要があります。

（1）都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
（2）兵庫県共同募金会または日本赤十字社兵庫県支部への寄附金
（3）兵庫県の条例で指定された寄附金（※県民税のみが控除の対象）
（4）明石市の条例で指定された寄附金（※市民税のみが控除の対象）
（5）災害救助法の適用を受けた自治体に対して、共同募金会・日本赤十字社を通じて支払った義援金（ふるさと納税）

Q1602 ふるさと納税した寄附金を所得税の確定申告で寄附金控除の申告をしたいのですが、寄附金の受領証明書を紛失した場合、どのようにすればよいのでしょうか？

A1602 ふるさと納税先の自治体、または、利用したふるさと納税サイトへ再発行が可能かをお問い合わせください。

Q1603 ふるさと納税ワンストップ特例制度とはどのような制度でしょうか？

A1603 ワンストップ特例制度は所得税の確定申告等をせずに、寄附された自治体から課税する自治体へ寄附金額を通知し、課税する自治体で所得税と市民税・県民税分の寄附金控除を適用する制度です。確定申告等を行わない方が対象のため、医療費控除などで確定申告等が必要になった場合は、ワンストップ特例制度の対象外になるため、寄附金控除も合わせて申告しないと寄附金控除が適用されません。

Q1604 ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した場合と申請しない場合では、寄附金税額控除はどのように違いますか？

A1604

◎ワンストップ特例制度が適用された場合

自己負担額（2,000円）を超えるふるさと納税にかかる寄附金が、全て住民税から控除されます。

〔例 所得税率が 20%で寄附金が 30,000円の場合、28,000円を市民税・県民税から控除する

◎ワンストップ特例制度を申請しない場合

自己負担額（2,000円）を超えるふるさと納税にかかる寄附金が、所得税と市民税・県民税から控除されます。

〔例 所得税率が 20%で寄附金が30,000円の場合、5,600円を所得税で控除、22,400円を住民税から控除する〕

所得税から控除される分は納付した（納付すべき）所得税から還付（減額）され、市民税・県民税で控除される分はふるさと納税を行った翌年の6月以降に納付する住民税で減額となるため還付とはなりません。

Q1605 「ふるさと納税ワンストップ特例制度の不適用通知書」が送られてきましたが、その理由を教えてもらえますか？

A1605 ワンストップ特例制度を適用できる条件は、次のすべてに該当する方です。

（1）確定申告（または市民税・県民税の申告）を行わない
（2）ふるさと納税先の自治体が5団体以内である
（3）ワンストップ特例申請書に記載した住所の市区町村で対象年度の住民税が課税されている

上記条件に該当しなくなった場合、その旨を通知することが義務付けられていますので通知書をお送りしました。医療費控除や住宅ローン控除等を受けるために所得税の確定申告をされた場合は、（1）の条件に該当しなくなるので、ワンストップ特例制度は不適用となります。

Q1606 ふるさと納税ワンストップ特例制度で自治体へ寄附を行い、確定申告の医療費控除の申告時に寄附金控除の申告をしていませんでしたが、必要な手続きはありますか？

A1606 ワンストップ特例制度が不適用になったため、寄附金控除を適用するための申告が必要です。所得税がある場合は税務署へ「更正の請求」（確定申告書の再提出）を行ってください。所得税がない場合は市民税課へ「市民税・県民税申告書」を提出してください（ただし、住宅ローン控除がある場合は、所得税の有無にかかわらず、「更正の請求」を税務署へ行う必要があります）。

Q1607 ふるさと納税をワンストップ特例制度で申請している場合、気をつける点はありますか？

A1607 以下の点にご注意ください。

◎医療費控除等の申告を行う場合

必ずふるさと納税も含めて申告してください。

確定申告等を提出された場合、ワンストップ特例制度は無効となります。

◎5団体を超える自治体に寄附をしている場合

確定申告等にてふるさと納税の申告をしてください。

5団体を超える自治体に寄附をされた場合、ワンストップ特例制度は無効となります。

◎ワンストップ特例制度を申請してから引っ越し等をされた場合

ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに寄附した自治体に変更届出書を提出してください。

ワンストップ特例制度は寄附を受領した自治体が、ワンストップ特例制度の申請に記載された住所の自治体に寄附があった旨連絡する流れとなっています。変更届出書を提出されない場合、お住まいの自治体に寄附の内容が連絡されず、ワンストップ特例制度が適用されない可能性があります。

Q1608 ふるさと納税をする場合、実質2,000円負担の寄附金上限額の計算方法を教えてほしいのですが？

A1608 「明石市住民税額シミュレーション」画面で必要項目を入力することにより、目安の金額を調べることができます。

※窓口・電話等で『寄附金上限額』の試算はしておりませんので、ご了承ください。

Q1609 市民税・県民税の住宅ローン控除の適用について、気をつけておくべき点はありますか？

A1609 所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から引ききれなかった額がある場合、市民税・県民税の住宅ローン控除の対象となります。

◎初めて住宅ローン控除の適用を受けるとき

所得税の住宅ローン控除の申告が必要です。

税務署での確定申告書に「住宅借入金等特別控除可能額の計算明細書」を添付し提出してください。

◎2年目以降の適用を受けるとき

(1)確定申告をする場合

確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に居住開始年月日・特定等の区分を記載してください。

(2)会社の年末調整で申告する場合

「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送付されている書類）」を会社に提出してください。

※「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」「特定等の区分」が記載されている必要があります。記載がなければ、市民税・県民税に住宅ローン控除が適用されませんのでご注意ください。

(7) 森林環境税について

Q1701 森林環境税とは、どのような税金ですか？

A1701 森林環境税は、令和6年度から、国内に住所がある個人に対して課税される国税です。市町村において、1人あたり年額1,000円を市民税・県民税均等割額と併せて徴収（森林環境税のみ課税される場合を除く）されます。

Q1702 森林環境税は、どのような人が課税されるのですか？

A1702 本市における課税対象者は市民税・県民税の均等割と同一基準で、課税年度の前年中の所得を基に算定します（市民税・県民税の家屋敷課税対象者は課税されません）。

Q1703 前年中は勤労学生で合計所得金額が85万円以下のため、市民税・県民税の納税義務は免除されていますが、森林環境税はなぜ免除されないのですか？

A1703 市民税・県民税は本市市税条例により勤労学生の負担能力を考慮して免除対象者として規定しています。一方、国税である森林環境税には勤労学生に対する免除措置の規定はなく、市税条例においても規定することができないためです。

Q1704 森林環境税に免除措置はありますか？

A1704 免除措置の基本的要件は国で規定されていますが、具体的基準は各自治体に委ねられています。本市では対象者の負担能力を考慮して、次の条件に該当する人を免除対象として規定しています。具体的には、①前年中所得が給与所得で合計所得金額が100万円以下、かつ、退職後、雇用保険を受給している、または3カ月以上無職の状態が現在も継続している、②前年中所得が給与所得または事業所得で合計所得金額が100万円以下、かつ、疾病により3カ月以上療養中で休職または廃業のため無収入の状態が続いている、③生活保護を受給している（葬祭扶助のみ受給している場合を除く）、④災害により死亡または障害者となった場合、一定所得以下の人が所有する財産に3／10以上の被害を受けた場合です。

Q1705 森林環境税は、どのように使われますか？

A1705 森林環境税は、市町村が賦課徴収し、一度、国に納付した後に、その税収の全額が森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ按分されて譲与される仕組みとなっています。国から譲与される森林環境税は、市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとなっています。

Q1706 兵庫県では県民税均等割のうち800円が県民緑税として課税されていますが、森林環境税との違いは何ですか？

A1706 県民緑税は、兵庫県の事業として森林の防災面での機能を高める「災害に強い森づくり」や、環境改善や防災向上を目的とした「都市の緑化」を進めています。一方、森林環境税は、市町及び都道府県に森林環境譲与税として配分され、各地方自治体が森林の保護と持続可能な森林の管理を行います。

Q1707 一定所得以上の勤労学生であったために森林環境税のみ課税されることとなった場合、市民税・県民税の非課税世帯に該当しなくなるのですか？

A1707 「非課税世帯」とは市民税・県民税が課税されていない世帯を示す表現であり、森林環境税の課税とは無関係ですので、非課税世帯に該当されていることに変わりはありません。

16 用語の解説

（1） 障害者

精神又は身体に障害がある者

・療育手帳の精神上の障害の程度がＢの者

・身体障害者手帳の身体上の障害の程度が3～6級の者

・精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級または3級の者

（2） 特別障害者

障害者のうち、精神又は身体に重度の障害のある者

・療育手帳の精神上の障害の程度がＡの者

・身体障害者手帳の身体上の障害の程度が1級又は2級の者

・戦傷病者手帳の精神上又は身体上の障害の程度が特別項症から第3項症までの者

・精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の者

・市長村長等の認定を受けた者

（3） 寡婦

次の①または②いずれかに当てはまる者

① 夫と死別し、若しくは夫と離婚したのち再婚していない婦人又は夫の生死の明らかでない婦人のうち、下記イ・ロのどちらかを有する者

イ 扶養親族

ロ 生計を一にする子で前年中の総所得金額等の合計額が58万円以下であるもの～他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされているものを除く

② 夫と死別したのち再婚をしていない婦人又は夫の生死の明らかでない婦人で前年中の合計所得金額が500万円以下の者

（4） ひとり親

寡婦のうち扶養親族である子を有し、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の者で、次の①②③のすべての要件を満たしている者

①生計を一する子（前年の総所得金額等の合計額が58万円以下）を有すること

②前年中の合計所得金額が500万円以下であること

③住民票に未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である者の記載がないこと、あるいはその者が世帯主との続柄において未届の妻又は未届の夫その他これらと同一内容である者の記載がないこと

（5） 勤労学生

次に掲げる者で、給与所得等を有するもののうち前年中の合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得にかかる部分の金額が10万円以下である者

①学校教育法第１条に規定する学校の学生、生徒又は児童

②国、地方公共団体又は学校法人、若しくは教育水準を維持するための文部科学大臣が定める基準 を満たすものの設置した専修学校又は各種校の生徒で政令で定める課程を履修する者

③職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修する者

※ 給与所得等とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいう。

※ 給与所得等以外の所得とは、利子、配当、不動産、資産性の雑所得をいう。例えば、生命保険契約等に基づく年金、動産の貸付による所得、金銭の貸付による所得（非営業の利子）。

（6） 控除対象配偶者

本人の妻又は夫でその本人と生計を一にするもののうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である者、かつ、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万以下であること

※ 結婚しても届け出がない、内縁の妻などは控除対象配偶者に該当しない。

（7） 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者（昭和31年1月1日以前の出生者）

（8） 扶養親族

本人の6親等内の血族及び3親等内の姻族、並びに里親に委託された児童（里子）及び養護受託者に委託された老人でその本人と生計を一にするもののうち、前年中の合計所得金額が58万円以下である者

（9） 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者（令和8年度については平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間の出生者）

（10） 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年令70歳以上の者（昭和31年1月1日以前の出生者）

（11） 同居老親等

老人扶養親族が、本人又は本人の配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、本人又は本人の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者

（12） 同居特別障害者

控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、本人又は本人の配偶者 若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者

※所得控除の対象となる（1）～（12）であるかどうかの判定は令和7年12月31日（令和7年の中途においてその者が死亡した場合においては，その死亡の時）の現況によるものとする。

※生計を一にする親族とは日常生活の資を共にしている親族をいう。勤務の都合で家族と別居し又は就学・療養などのために起居を共にしていない場合でも常に生活費、学資金又は療養費などを送金して扶養している場合は生計を一にする親族であり、同一家屋に起居を共にしている場合でも互いに独立して日常生活の資を共通にしていないような場合には生計を一にする親族ではない。

（13） 合計所得金額

純損失・雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、分離課税の譲渡所得金額（特別控除額を差し引く前の金額）、株式等に係る譲渡所得金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額)、先物取引に係る雑所得等の金額(損失の繰越控除がある場合は適用前)、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

（14） 総所得金額等

合計所得金額に、純損失・雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用した金額(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除がある場合は適用後の金額)

（15） 合計所得金額、総所得金額、総所得金額等の関係図

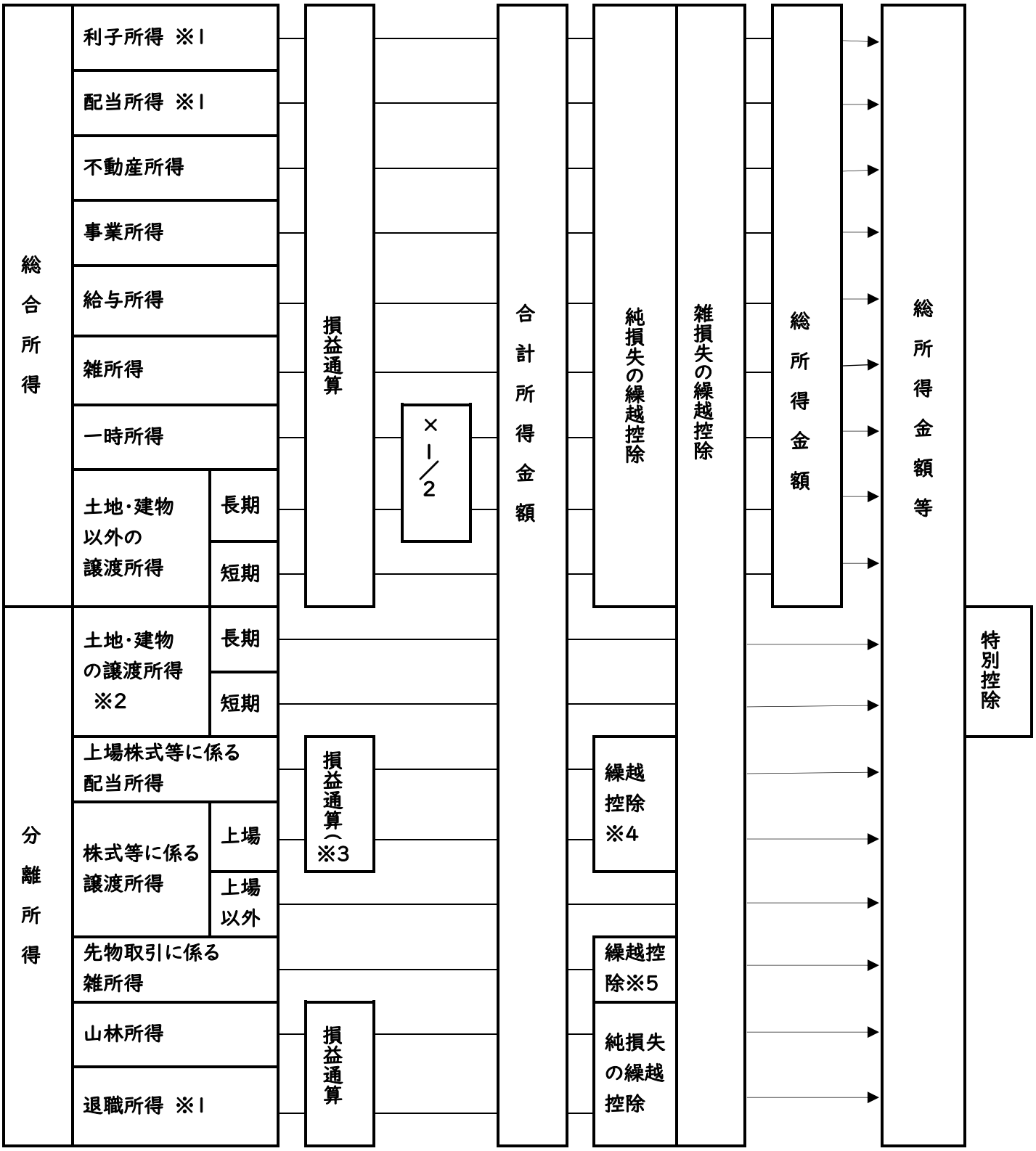

※1 源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。

※2 特定居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失がある場合は、損益通算及び繰越控除ができます。

※3 株式等譲渡所得の損失額について分離配当所得等との損益通算及び繰越控除ができます。

※4 前年前3年以内に※3にて控除しきれない損失がある場合は、繰越控除できます。

※5 前年前3年以内に先物取引にかかる雑所得金額等に損失がある場合は、繰越控除できます。